

A circular illustration of ten diverse people holding hands, forming a ring. The people have various skin tones, hair styles, and are wearing colorful clothing. The background is a light beige color with large, soft, abstract shapes in shades of blue, green, and orange. In the corners, there are decorative circular patterns: a large rainbow-like circle in the top-left, a smaller blue and orange circle in the top-right, a large rainbow-like circle in the bottom-left, and a smaller blue and orange circle in the bottom-right.

根室市 多文化共生推進プラン

令和8年度(2026年度)～令和16年度(2034年度)



令和8(2026)年3月

第1章	プランの策定にあたって	1
1	プラン策定の背景と目的	1
2	プランの位置づけと推進期間	2
3	SDGs(持続可能な開発目標)の推進	3
第2章	多文化共生の現状と課題	5
1	国の動向	5
2	北海道の動向	8
3	根室市の外国籍を有する市民の現状	11
4	これまでの取組	17
5	今後取り組むべき課題	23
第3章	基本理念と施策体系	29
1	基本理念と基本目標	29
2	基本方針	30
3	施策体系図	34
第4章	施策の方向性	35
1	基本方針1 コミュニケーション支援	35
2	基本方針2 生活支援	37
3	基本方針3 相互理解・意識啓発	42
4	基本方針4 地域活性化の推進	45
第5章	プランの推進に向けて	47
1	プランの推進体制	47
2	進捗管理	48
第6章	参考資料編	49
1	プランの策定経緯	49
2	用語解説	50
3	支援窓口・関係団体一覧	53
4	育成就労制度概要	54

1 プラン策定の背景と目的

日本では、近年在留外国人の数が増え続け、地域で共に暮らす姿があたりまえになってきています。かつては人手不足を補う存在として語られることが多かった外国人ですが、現在では生活者や子育て世代、地域活動の担い手としても役割が広がり、地域社会の一員として生活しています。国においても、多文化共生を進める方針や日本語教育の制度整備などを通じ、外国人を地域の一員として位置づける方向性が示されています。

本市でも、外国人市民の数は着実に増加しており、2026年1月末現在では816人が暮らし、総人口の約3.7%を占めています。特に新型コロナウイルス感染症の収束後には、全国と同様に本市でも外国人市民が急増しました。水産加工業をはじめとする地域産業を支える人材として重要な役割を果たすとともに、地域で暮らす生活者としても存在感を高めています。

一方で、言葉や文化の違いは、日常生活や情報のやりとり、防災などさまざまな場面で不便さや課題を生じさせることがあります。こうした課題は特定の人だけのものではなく、地域に暮らすすべての人が安心して生活するために向き合うべき共通の課題です。

人口減少や高齢化が進む中で、世代や国籍を問わず、市民一人ひとりが力を合わせて地域を支え合うことは、持続可能なまちづくりに向けて欠かせません。

このような背景を踏まえ、本市は、日本人市民と外国人市民が互いに理解し、尊重し合いながら共に地域をつくっていくために、多文化共生推進プランを策定することとしました。

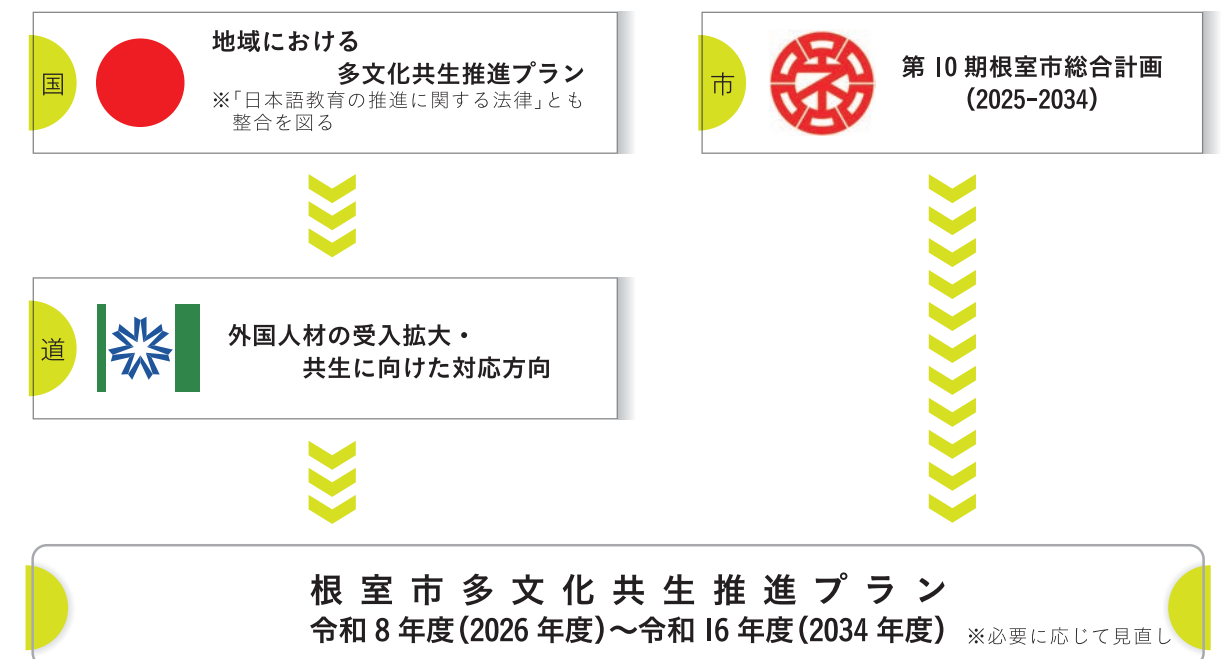
本プランは、多様な人々がそれぞれの力を発揮し、すべての市民が生活の安定と安心を実感できる多文化共生のまちを実現するための基本的な方向を示すものです。

2 プランの位置づけと推進期間

本プランは、本市の将来の方向性を定める最上位計画である「第10期根室市総合計画（2025-2034）」に基づく個別計画として位置づけられます。総合計画の基本理念や施策の方向を具体化し、日本人市民と外国人市民が共に安心して暮らしやすい地域づくりを推進するための計画です。

また、国が示す「地域における多文化共生推進プラン」や「日本語教育の推進に関する法律」、北海道の「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」など、上位法令や関連施策との整合性を図るなど、今後の国等の外国人政策の動向も注視しながら、本市における多文化共生の取組を総合的に展開していきます。

本プランの推進期間は、令和8年度（2026年度）から令和16年度（2034年度）までの9年間とします。長期的な視点を持ちつつ、社会情勢や地域の変化に応じて必要な見直しを行い、持続的に多文化共生を推進していきます。



3 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

2015年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加のもと、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」が掲げられました。国では「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を定め、地方自治体にはSDGsの達成に向けた取組の推進を求めています。

本市における多文化共生推進プランにおいても、このSDGsの視点を取り入れることは、地域の発展と持続可能性を確保するために不可欠です。本プランは、持続可能で多様性を認め合う社会の実現に向け、SDGsの視点を取り入れながら多文化共生を進めます。



多文化共生ってなに？

■多文化共生

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

(総務省：2006年「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

■外国人市民

根室市に在住している外国籍の市民のことです。なお、外国籍であっても、3か月以上滞在する場合は、全員が住民基本台帳に登録されます。また、所得に応じた納税の義務を負うとともに、社会保険料なども負担しています。

■やさしい日本語

難しい言葉をやさしく言い換えたり、表現や文の構造を簡単にした日本語のことです。相手を思いやりながら、分かりやすく伝えるための工夫であり、外国人の方だけでなく、高齢者や障がいのある方にも理解しやすい言葉です。

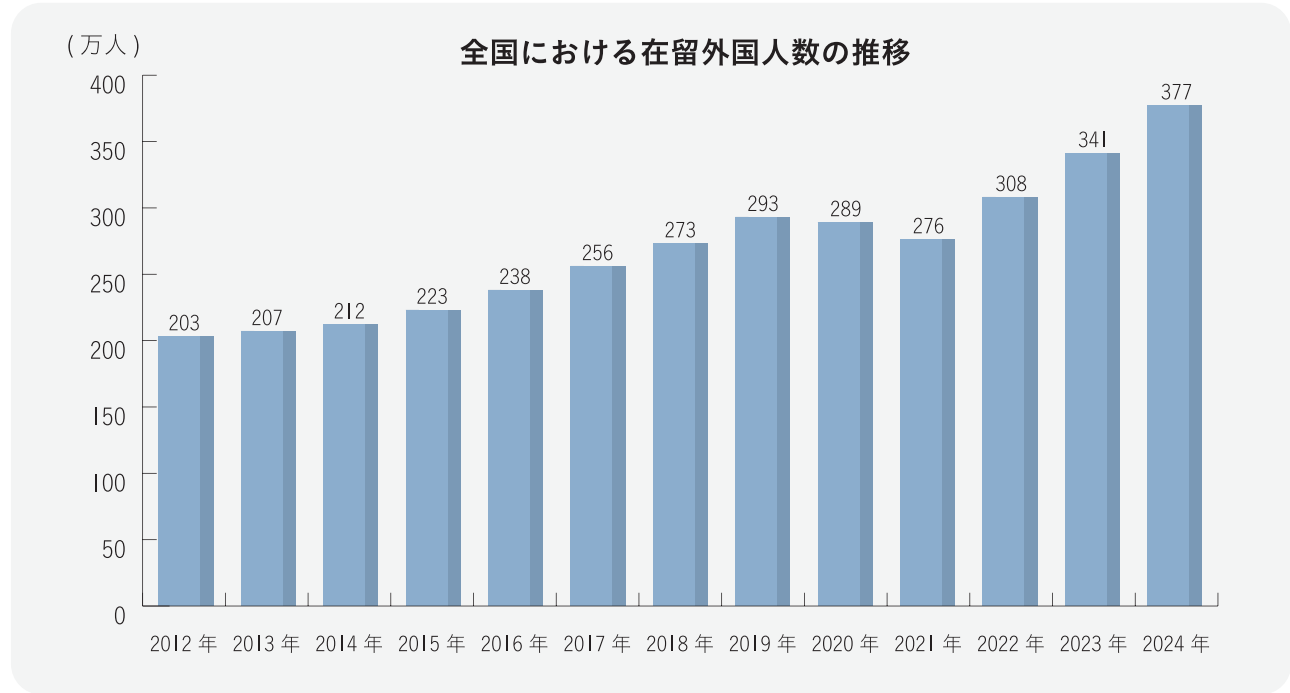


1 国の動向

(1) 在留外国人数の推移

日本における在留外国人数は、2012 年末の約 203 万人から、2024 年末には約 377 万人へと増加しており、12 年間で約 1.85 倍に増加しています。特に 2016 年以降は増加傾向が続き、2019 年末には約 293 万人に達しています。2020 年と 2021 年は新型コロナウイルス感染症の影響と見られる微減がありましたが、その後は回復基調にあり、2023 年末には約 341 万人、2024 年末には約 377 万人となり、前年から 10.5% 増と大きく伸びています。

在留外国人数は、社会的・経済的な要因に左右されながらも、長期的には一貫して増加傾向にあるといえます。

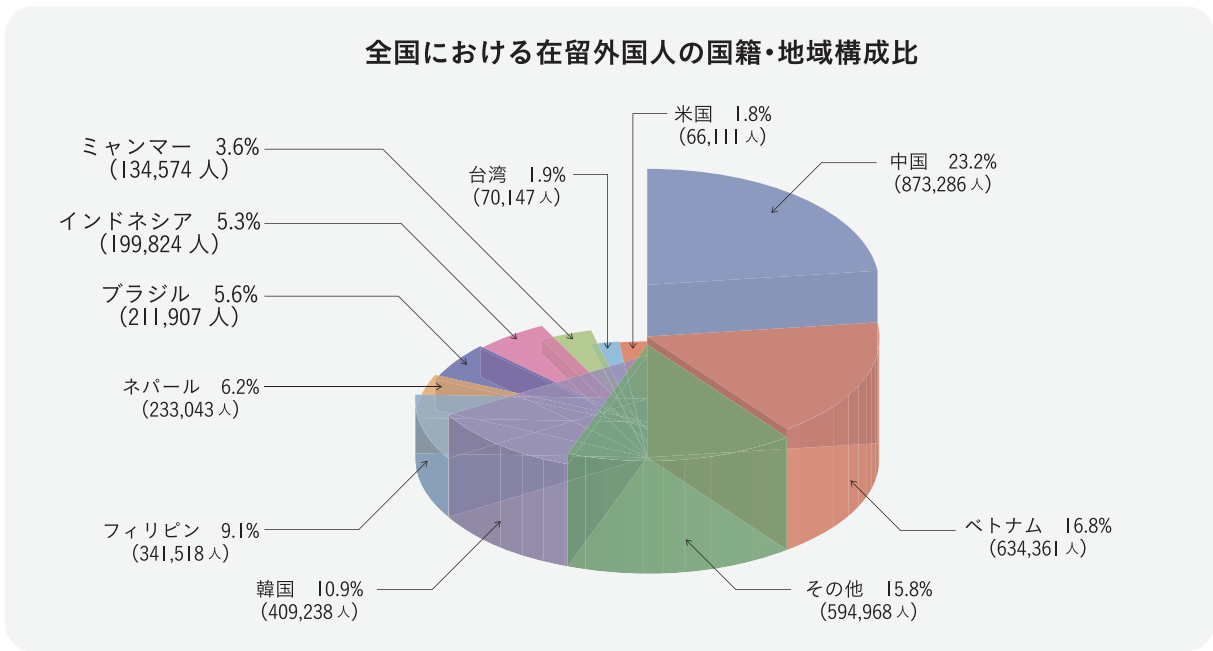


資料：出入国在留管理庁(各年 12 月末)

(2) 在留外国人の国籍・地域別構成比

2024 年末時点の国籍・地域別在留外国人数を見ると、最多は中国で 873,286 人 (23.2%)、ベトナム 634,361 人 (16.8%)、韓国 409,238 人 (10.9%) が続いており、この 3 か国で全体の約 5 割を占めています。

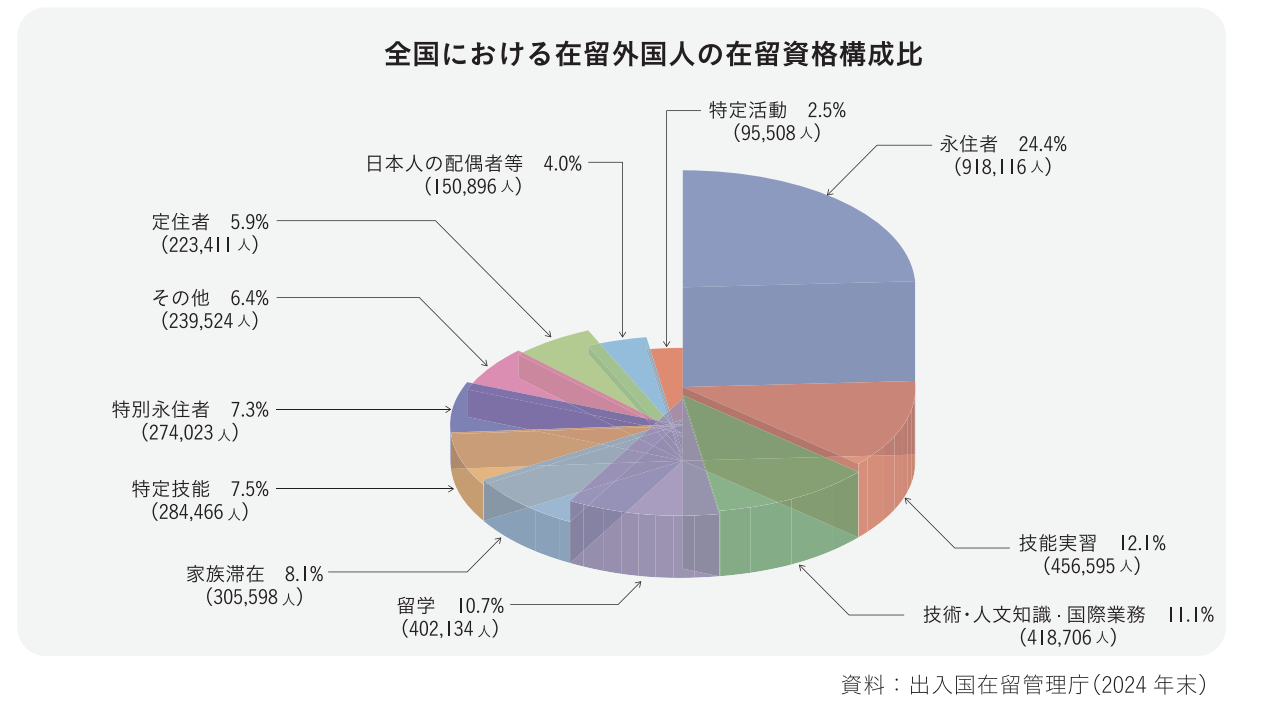
そのほか、フィリピン 341,518 人 (9.1%)、ネパール (6.2%)、ブラジル (5.6%)、インドネシア (5.3%) といったアジア・中南米諸国からの在留者も多く、多国籍化が進んでいます。



資料：出入国在留管理庁(2024 年末)

(3) 在留外国人の在留資格別構成比

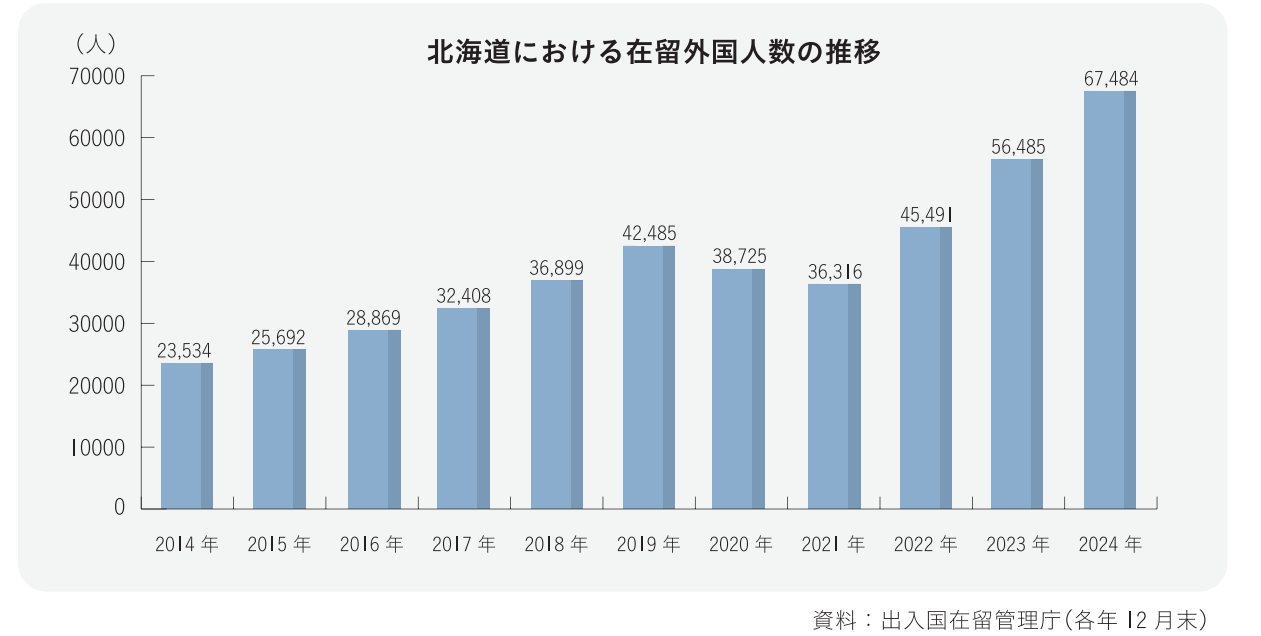
2024 年末時点の在留外国人の在留資格別構成比を見ると、永住者が 918,116 人と最も多く、全体の 24.4%を占めています。次いで、技能実習 456,595 人（12.1%）、技術・人文知識・国際業務 418,706 人（11.1%）、留学 402,134 人（10.7%）と続き、就労や学業を目的とした在留が中心となっています。



2 北海道の動向

(1) 在留外国人数の推移

北海道における在留外国人数は、2014 年の 23,534 人から 2024 年には 67,484 人へと大幅に増加しており、10 年間で約 2.9 倍に拡大しています。2019 年まで着実に増加を続けていましたが、2020～2021 年は新型コロナウイルスの影響で一時減少しました。しかし、その後は回復基調に転じ、2024 年には 67,484 人と過去最多を更新しており、今後もこの傾向が続く可能性があると考えられます。

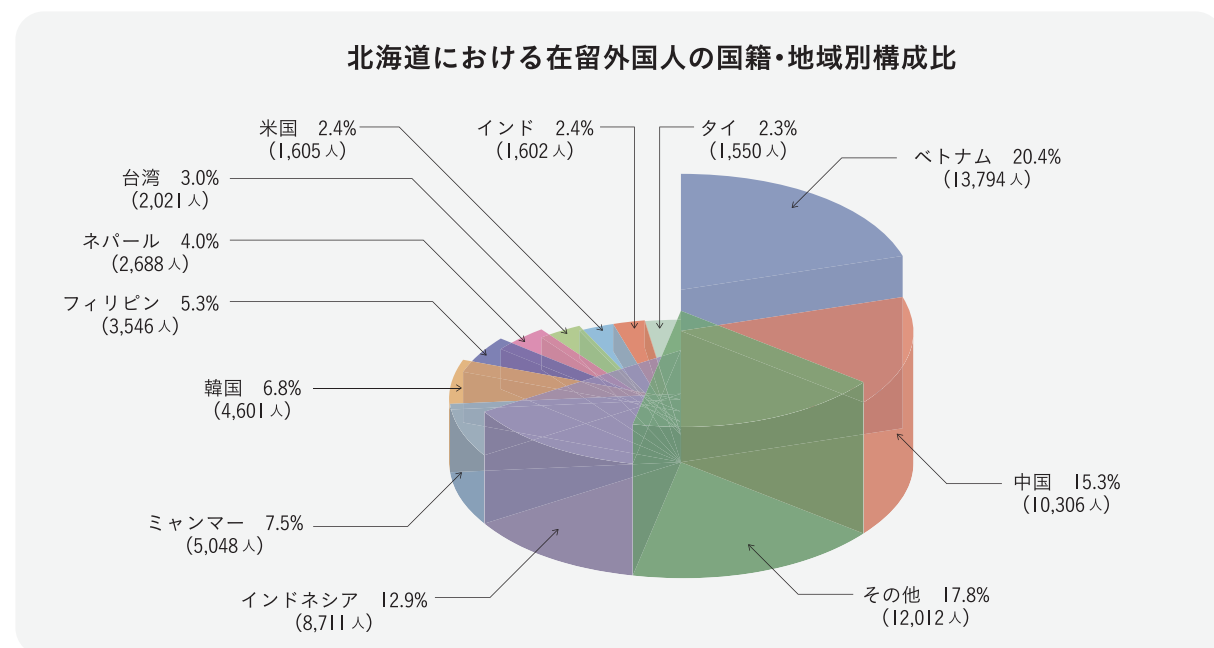


(2) 在留外国人の国籍・地域別構成比

2024 年末時点で、北海道における在留外国人数は 67,484 人です。最も多いのはベトナムで 13,794 人（20.4%）、次いで中国が 10,306 人（15.3%）となっており、この 2 か国で全体の約 3 分の 1 を占めています。

インドネシア 8,711 人（12.9%）、ミャンマー 5,048 人（7.5%）、韓国 4,601 人（6.8%）も多く、東南アジア・東アジア地域からの在留が中心となっています。フィリピン 3,546 人（5.3%）、ネパール 2,688 人（4.0%）、台湾 2,021 人（3.0%）も一定の割合を占めています。

米国、インド、タイはいずれも構成比は 2% 台に留まりますが、「その他」は 17.8% を占めており、さまざまな国や地域からの在留が見られます。



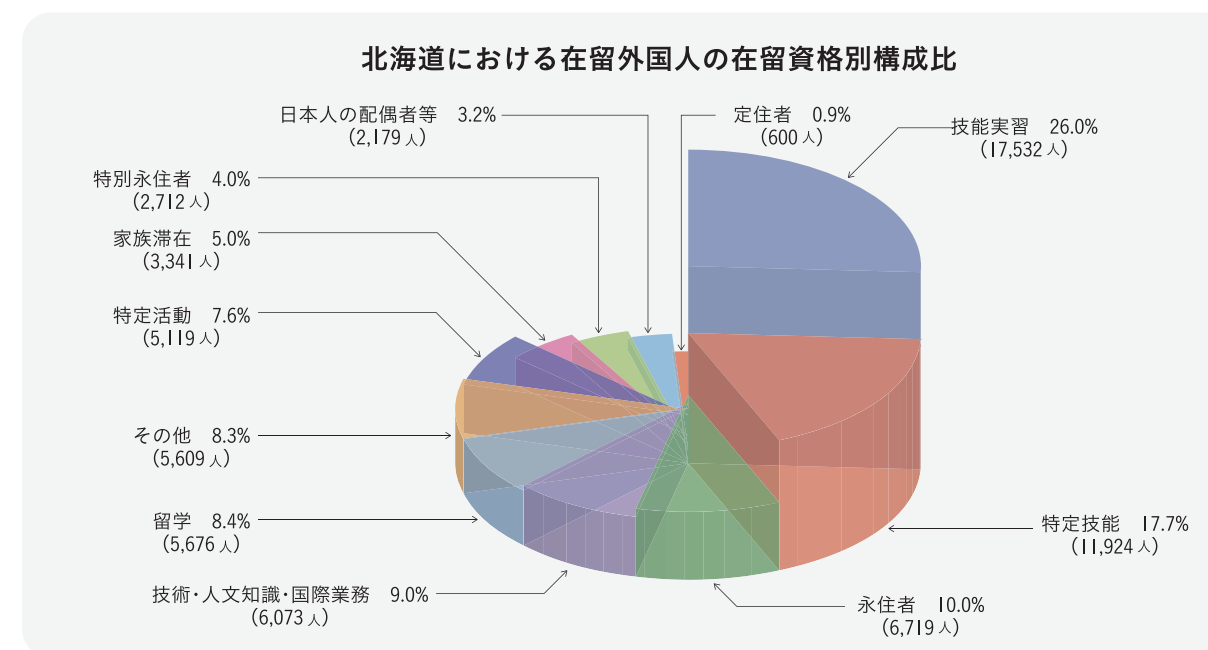
資料：出入国在留管理庁（2024 年末）

(3) 在留外国人の在留資格別構成比

2024 年末時点の北海道における在留外国人の在留資格別構成比を見ると、技能実習 17,532 人（26.0%）と特定技能 11,924 人（17.7%）が特に多く、全体の 4 割以上を占めています。就労を目的とした在留が中心であることがうかがえます。

そのほか、永住者 6,719 人（10.0%）、技術・人文知識・国際業務 6,073 人（9.0%）、留学 5,676 人（8.4%）も比較的多く、多様な目的での在留がみられます。特定活動や家族滞在、特別永住者など、生活基盤を持つ在留者も一定数存在しています。

北海道では、就労・学業・定住など、幅広い目的で外国人が地域社会の中で暮らしている状況がうかがえます。



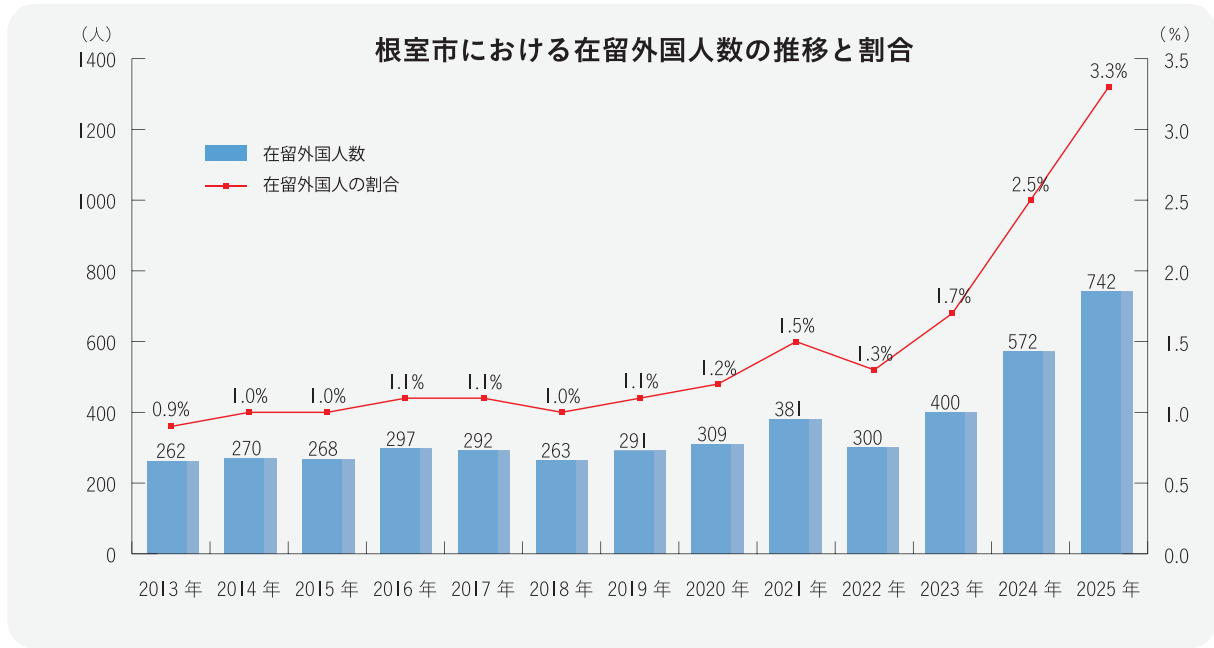
資料：出入国在留管理庁（2024 年末）

3 根室市の外国籍を有する市民の現状

(1) 在留外国人数の推移と割合

本市の在留外国人数は、2013年以降、概ね200～300人台で推移してきましたが、近年は明確な増加傾向がみられます。2022年には300人だった在留外国人数が、2023年に400人、2024年に572人、2025年には742人に達し、全体に占める割合も1.3%から3.3%へと上昇しています。

こうした推移は、コロナ禍による一時的な制限の解除や、社会経済活動の回復が進んだことを背景に、地域でも外国人の受入れが再び拡大している状況を反映していると考えられます。

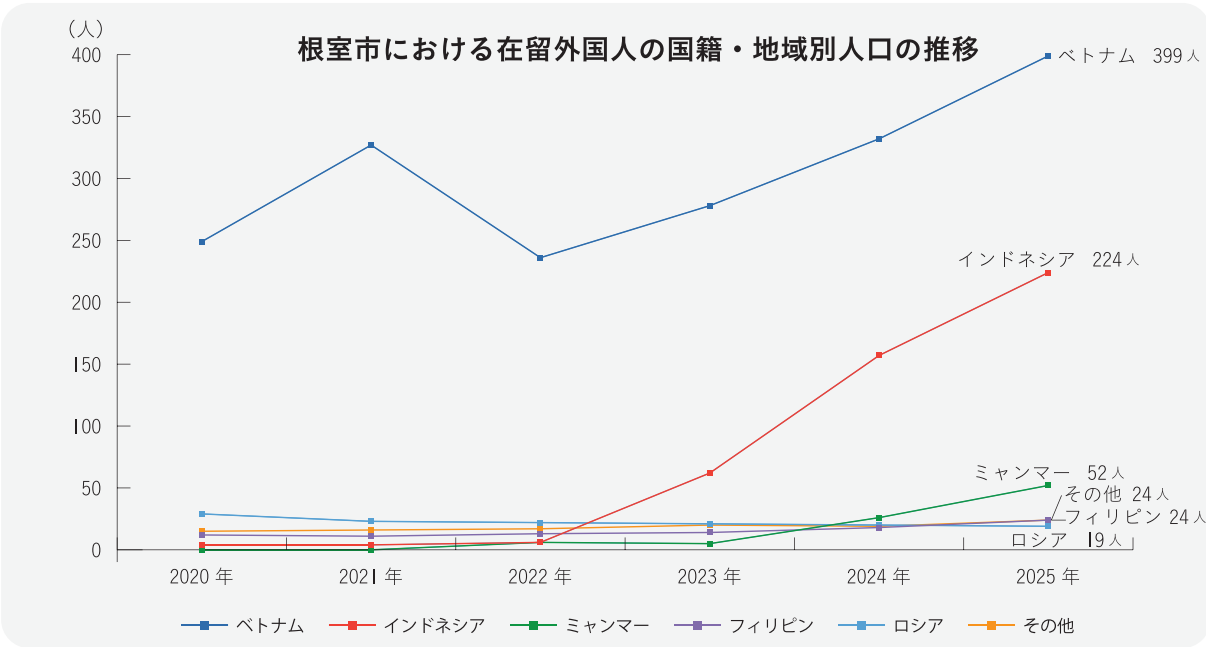


資料：根室市(各年3月末)

(2) 在留外国人の国籍・地域別構成

① 国籍・地域別人口の推移

2020年以降、本市の在留外国人は東南アジア出身者を中心に増加しています。ベトナムは249人から399人（53.8%）、インドネシアも4人から224人（30.2%）へと急増し、この2か国で全体の8割以上を占めています。ミャンマーも0人から52人に増え、フィリピンやネパールも増加傾向にあります。一方、ロシアは29人から19人に減少し、中国・韓国は5人前後で推移しています。



資料：根室市(各年3月末)

(単位：人)

国 籍	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
ベトナム	249	327	236	278	332	399
インドネシア	4	4	6	62	157	224
ミャンマー	0	0	6	5	26	52
フィリピン	12	11	13	14	18	24
ロシア	29	23	22	21	20	19
中国	6	5	5	5	5	5
韓国	5	4	4	5	5	4
ネパール	0	3	5	6	4	5
スリランカ	0	0	0	0	0	4
英国	1	1	1	2	2	2
米国	2	1	0	1	2	2
朝鮮	1	1	1	1	1	1
オーストラリア	0	1	1	0	0	0
カナダ	0	0	0	0	0	1
合計	309	381	300	400	572	742

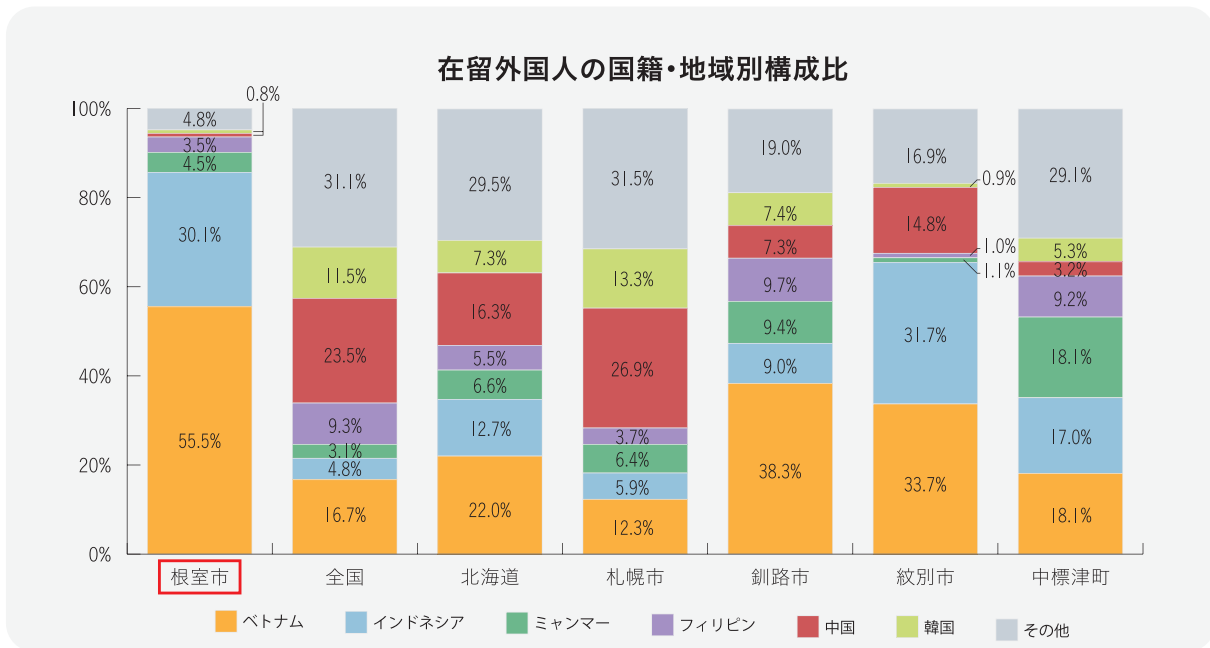
資料：根室市(各年3月末)

② 在留外国人の国籍・地域別構成比

2024年6月末時点の本市における在留外国人の国籍・地域別構成比は、ベトナム（55.5%）とインドネシア（30.1%）に大きく偏っており、この2か国で全体の85%以上を占めています。全国（ベトナム16.7%、インドネシア4.8%）や北海道（ベトナム22.0%、インドネシア12.7%）と比べても、特定国籍への集中が際立っています。

他地域と比較すると、札幌市では中国や韓国、その他の国籍が広く分布し、多国籍な構成となっています。釧路市や紋別市もベトナムやインドネシアの比率が高い傾向にありますが、本市ほど極端ではありません。中標津町は、ミャンマー（18.1%）、フィリピン（9.2%）、その他（29.1%）など、比較的多様な国籍から構成されており、受入れの分散がみられます。

このように、本市では外国人の出身国が特定国に偏っているため、多文化共生の取組では、ベトナム語やインドネシア語を中心とした情報提供や生活支援体制の整備が重要となります。あわせて、将来的な国籍・地域別構成の変化に備え、柔軟な受入れ環境の整備も求められます。



資料：出入国在留管理庁(2024年6月末)

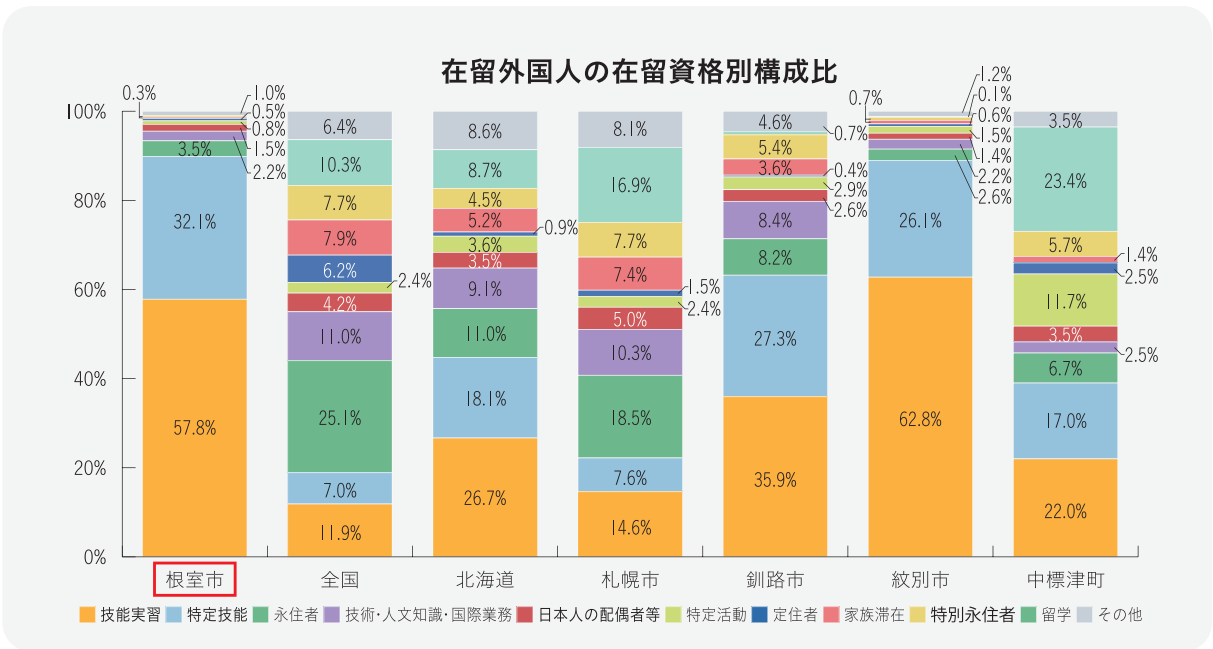
(3) 在留外国人の在留資格別構成比

2024年6月末時点で、本市における在留外国人数は602人です。そのうち、技能実習が348人（57.8%）、特定技能が193人（32.1%）と、就労系在留資格が全体の約9割を占めています。これは、全国の技能実習（11.9%）、特定技能（7.0%）、北海道の技能実習（26.7%）、特定技能（18.1%）と比べても非常に高い水準にあります。

他地域と比較しても、本市の構成は特徴的です。たとえば、釧路市では技能実習（35.9%）、特定技能（27.3%）と高い傾向にありますが、本市の水準には及びません。一方で、札幌市では永住者（18.5%）、留学（16.9%）など、定住や教育目的の在留が多く、多様な在留資格が混在しています。紋別市では技能実習の割合が62.8%と本市を上回っており、同様に受入れが進んでいる地域といえます。

また、中標津町は留学（23.4%）や特定活動（11.7%）の割合が高く、学校や専門機関を通じた受入れが特徴となっています。

これらの比較から、本市は就労目的の単身者を中心とする受入れ構造が明確であり、定住型・教育型・家族帯同型といった在留形態は現時点では限定的です。



資料：出入国在留管理庁(2024年6月末)

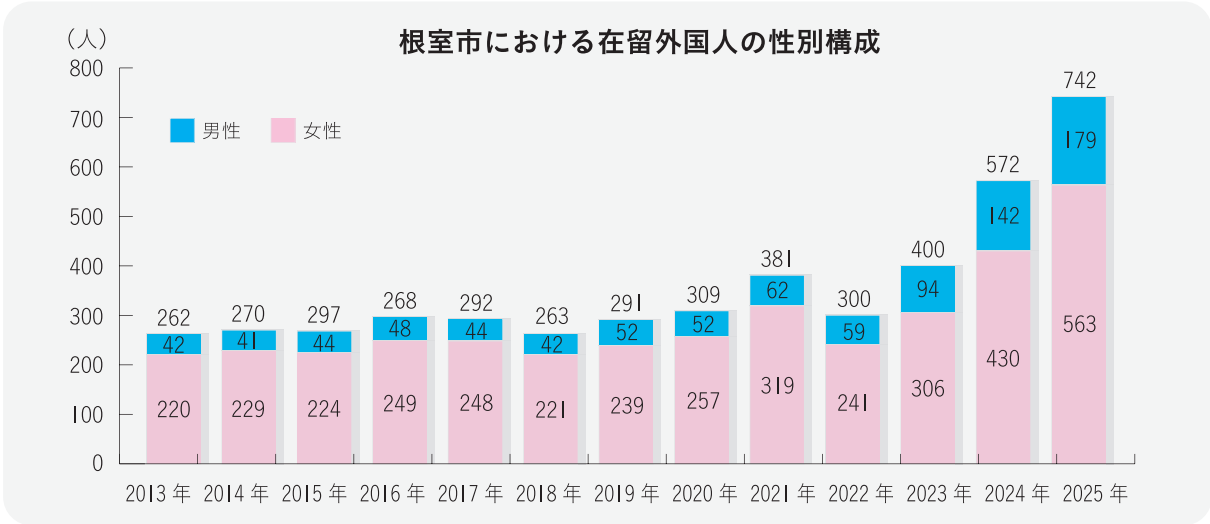
(単位：人・％)

在留資格	根室市	全国	北海道	札幌市	釧路市	紋別市	中標津町
技能実習	348 (57.8%)	425,714 (11.9%)	16,075 (26.7%)	2,864 (14.6%)	453 (35.9%)	509 (62.8%)	62 (22.0%)
特定技能	193 (32.1%)	251,747 (7.0%)	10,895 (18.1%)	1,488 (7.6%)	344 (27.3%)	212 (26.1%)	48 (17.0%)
永住者	21 (3.5%)	902,203 (25.1%)	6,614 (11.0%)	3,636 (18.5%)	103 (8.2%)	21 (2.6%)	19 (6.7%)
技術・人文知識・国際業務	13 (2.2%)	394,295 (11.0%)	5,470 (9.1%)	2,015 (10.3%)	106 (8.4%)	18 (2.2%)	7 (2.5%)
日本人の配偶者等	9 (1.5%)	150,208 (4.2%)	2,122 (3.5%)	979 (5.0%)	33 (2.6%)	11 (1.4%)	10 (3.5%)
特定活動	5 (0.8%)	84,629 (2.4%)	2,193 (3.6%)	463 (2.4%)	36 (2.9%)	12 (1.5%)	33 (11.7%)
定住者	3 (0.5%)	221,217 (6.2%)	570 (0.9%)	287 (1.5%)	5 (0.4%)	5 (0.6%)	7 (2.5%)
家族滞在	2 (0.3%)	283,204 (7.9%)	3,152 (5.2%)	1,455 (7.4%)	46 (3.6%)	6 (0.7%)	4 (1.4%)
特別永住者	2 (0.3%)	277,664 (7.7%)	2,733 (4.5%)	1,516 (7.7%)	68 (5.4%)	6 (0.7%)	16 (5.7%)
留学	0 (0.0%)	368,589 (10.3%)	5,242 (8.7%)	3,310 (16.9%)	9 (0.7%)	1 (0.1%)	66 (23.4%)
その他	6 (1.0%)	229,486 (6.4%)	5,207 (8.6%)	1,593 (8.1%)	58 (4.6%)	10 (1.2%)	10 (3.5%)
合計	602	3,588,956	60,273	19,606	1,261	811	282

資料：出入国在留管理庁(2024年6月末)

(4) 在留外国人の性別構成

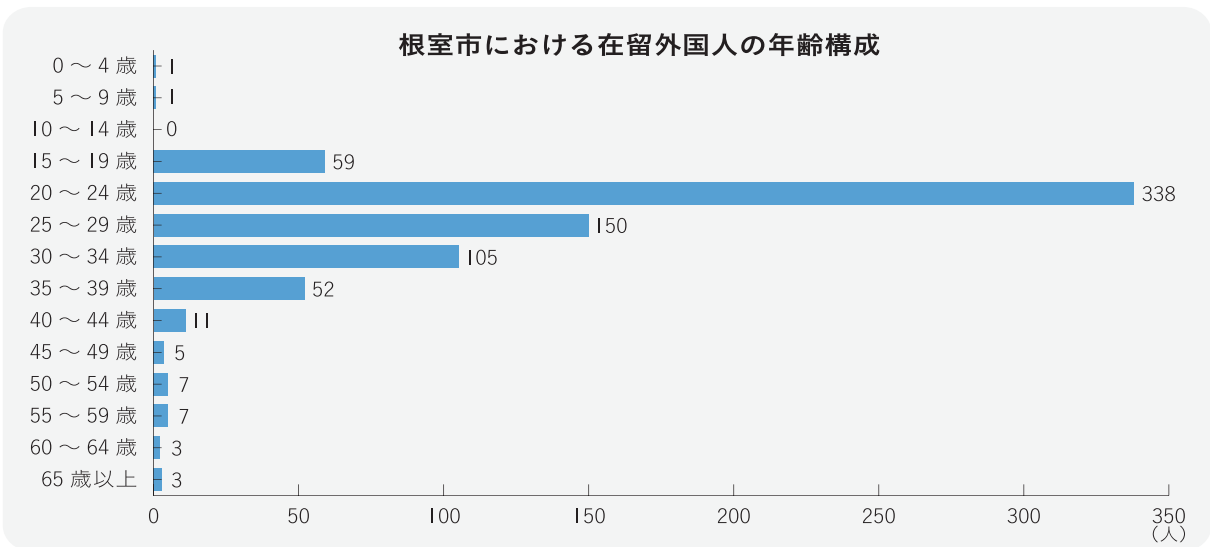
本市の在留外国人は、2013年時点で女性が220人で、全体の84.0%を占めていました。その後も高い割合で推移していますが、2023年以降は男性が増加し、2025年には179人で全体の24.1%となっています。女性は563人で75.9%と依然として高い割合です。



資料：根室市(2025年3月末)

(5) 在留外国人の年齢構成

本市の在留外国人は、20代を中心とした若年層が多い年齢構成となっています。2025年3月末時点では、20～24歳が338人と最も多く、次いで25～29歳が150人、30～34歳が105人となっており、20～30代前半で全体の約8割を占めています。一方、40～64歳の構成比は低く、15歳未満及び65歳以上はごく少数となっています。



資料：根室市(2025年3月末)

4 これまでの取組

(1) 外国人との交流

本市は、北方領土に隣接する地理的特性から、北方四島在住ロシア人との平和的な交流を通じた相互理解と信頼関係の構築のほか、ロシア極東地域から水産物の輸入を通じて、人的・文化的交流を図ってきました。

次世代につなぐ国際感覚の育成などを目的として、多様な国際交流を推進してきました。

また、北方四島との交流事業をはじめ、アメリカ合衆国アラスカ州シトカ市やロシア連邦サハリン州セベロクリリスク市との姉妹都市交流、また、ベトナムなどアジア圏との経済・文化交流など、これまでの取組は地域の国際化を支える大きな基盤となっています。

① 北方四島交流等事業

北方四島交流事業（いわゆる「ビザなし交流」）は、1991年にソ連側からの提案をきっかけに、1992年から旅券・査証を使わない特別な仕組みで始まりました。これまでに、訪問は383回・14,356人、受入は263回・10,132人が参加し、長年にわたる人的・文化的な交流を通じて相互理解を深めてきました。

しかし、2020年5月に新型コロナウイルス感染症の影響で、北方四島交流等事業（北方四島交流、自由訪問、北方墓参）のすべてが中止されたのに続き、2022年以降は、ロシアによるウクライナ侵攻により、現在まで中止を余儀なくされています。



写真：北方四島交流受入事業の様子（2019年6月）

② 国際姉妹都市との交流

本市は、1975年に米国アラスカ州シトカ市、1994年にロシア連邦サハリン州セベロクリリスク市と姉妹都市提携を締結し、これまで市民訪問や文化交流、学校交流など多様な交流を通じて、地域同士のつながりと国際理解を深めてきました。

近年では、2023年に根室市から高校生2名を含む訪問団が今後の交流のあり方を調査するためシトカ市を訪問し、姉妹都市提携50周年の2025年には、シトカ市長を含む訪問団が来根し、記念式典を開催しました。

これらの交流は、市民が海外の文化や地域について理解を深める機会となり、相互理解の促進とともに国際感覚の育成にも寄与しています。



写真：2025年10月シトカ市との姉妹都市提携50周年記念事業の様子（呈茶体験）



写真：2023年10月シトカ市への訪問時の様子

セベロクリリスク市との主な交流

シトカ市との主な交流

③アジア圏との経済交流

本市では、2010 年度より地域振興の一環として、ベトナムをはじめとするアジア諸国への根室産水産物の輸出や人的交流を促進してきました。官民共同で設立された「根室市アジア圏輸出促進協議会」では、産地 PR 国内商談会の開催や販促資材の制作、海外での販売促進活動などを通じて、輸出関連情報の共有や現地企業とのネットワーク構築を図ってきました。

また、近年では、「根室ベトナム交流協会」が中心となり、外国人技能実習生と市民が交流する各種行事を実施しています。併せて、交流協会への支援などを通じて、両国の友好促進や相互理解の深化、地域振興への貢献を目的とした実習生支援や市民交流の機会づくりに取り組んでいます。



写真：2017 年 2 月ベトナム水産品商談会の様子

1975

11 月 シトカ市議会が根室市との姉妹都市提携を宣言
12 月 根室市議会がシトカ市との姉妹都市提携を可決

1979

7 月 根室市親善訪問使節団をシトカ市へ派遣

1980

3 月 「バラノフ・ブルーグラス・バンド」御一行が来根

1990

7 月 シトカ市立ベストピア小学校と市立花咲小学校が姉妹校締結
10 月 シトカ市長ダン・ケック氏を団長とする親善使節団一行が来根

1991

5 月 マウントエジカム高校の御一行が来根

1994

7 月 シトカ市高校生 2 名が来根し、ホームステイ

1995

9 月 姉妹都市提携 20 周年を記念し、シトカ友好親善訪問団来根

1996

10 月 シトカ市において根室高校とシトカ高校の「姉妹校提携調印式」を実施

1999

10 月 「イースト・ポイント・ジャズ・オーケストラ」がシトカ市を訪問

2004

2005

9 月 シトカ市の民族舞踏団「ニューアーク・エンジェル・ダンサーズ」を含む親善訪問団が来根、「姉妹都市提携 30 周年記念公演」を開催

2016

4 月 市民有志による訪問団がシトカ市を訪問

2021

2023

10 月 根室市から高校生 2 名を含む、訪問団がシトカ市を訪問

2025

10 月 スティーブン・アイゼンバイス市長をはじめとする、シトカ市訪問団が来根し、姉妹都市提携 50 周年記念式典を開催

1 月 セベロクリリスク市長を団長とする代表団が来根し、姉妹都市提携に調印

8 月 セベロクリリスク市青少年訪問団 18 名が来根

7 月 根室市議会議長を団長とする訪問団 17 名が訪問し、体育授業、スポーツ交流、ホームビジットなどの学校交流を行い、慰霊碑整備や遺骨収集に関する協議を実施

3 月 姉妹都市提携 10 周年記念絵画展をニホロにて開催

10 月 両市職員によるオンライン交流を実施し、地域の課題や将来像について意見交換

8 月 カムチャッカ沖地震による津波被害への見舞いメッセージを送付

(2) 根室市に在住する外国人市民等への取組

近年、市内に在住する外国人市民が増加しており、生活や防災、教育、福祉など多様な分野で共に暮らす環境づくりが求められています。

本市では、生活情報の多言語化、防災講座の開催、日本語学習教材や多言語絵本の整備、外国人市民との文化交流の促進など、安心して暮らせる環境整備を進めてきました。

取組名	取組内容	担当課
ホームページの多言語化	外国人市民や観光客の国籍・言語傾向を踏まえ、市ホームページを自動翻訳により6か国語へ対応。	情報管理課
啓発資料の作成・配布	漁業資源の保護や地域ルールの周知を目的に、啓発資料を多言語で作成し、配布。	水産振興課
ゴミの分別指導	外国人技能実習生向け「根室の生活に係る説明会」において、ゴミ分別方法を説明し、多言語版の分別ポスターを配布。	生活環境課
市防災ハザードマップ(Web版)の多言語化	市防災ハザードマップ(Web版)を英語・ベトナム語へ対応。	危機管理課
インバウンド受入れ環境の整備	飲食・宿泊・観光施設等における多言語案内や翻訳機器の導入を支援。	商工労働観光課
観光情報発信の推進	台湾・英国・米国向けに、利用者特性に応じた動画・バナー広告を実施したほか、台湾人インフルエンサーを招聘し、英語・中国語の記事を発信。	商工労働観光課
公共施設における多言語化	公共施設内及びホームページの案内表示に英語表記等を導入したほか、施設内案内ではピクトグラムを活用。	農林課、図書館
日本語の自主学習支援	日本語学習に資する図書を整備。	図書館
外国人市民向け防災・救急講習の実施	外国人技能実習生を対象に、就業前研修として、防災講座や応急手当法・心肺蘇生法等の講習を実施。	危機管理課 救急通信課

取組名	取組内容	担当課
子育て分野における他機関との連携	母子保健等で把握した情報を関係機関と共有し、虐待が疑われる通報について児童相談所等と連携。	こども支援課
外国人保護者への学校生活の情報提供	日本語指導が必要な児童生徒の就学にあたり、文部科学省作成のガイドブックを活用して、入学通知時にやさしい日本語で案内。	教育総務課
多言語対応の図書購入	外国人児童も利用できるよう、多言語対応の絵本等を整備。	図書館
外国人技能実習生等の「20歳のつどい」体験	振り袖の着付けを体験するなど日本の伝統文化に触れられるよう、外国人技能実習生等に対し20歳の節目を祝う「20歳のつどい」への参加を促進。	社会教育課
国際理解教育の推進	学習指導要領に基づき、総合的な学習や道徳教育を通じて、郷土を大切にしながら外国の人々や文化を尊重する心を育む授業を推進。	教育総務課



写真：2025年1月外国人技能実習生等による「20歳のつどい」体験の様子

5 今後取り組むべき課題

本市では、多文化共生推進プランを策定する上での現状と課題を把握するための基礎資料として、日本人市民及び外国人市民を対象に、アンケート調査を実施しました。調査の概要と結果は、以下のとおりです。

(1) アンケート調査の概要

①日本人市民を対象としたアンケート

対 象 者：16歳以上の日本国籍住民から無作為抽出した2,000名
調 査 期 間：2025年8月25日～10月1日
調 査 方 法：郵送配布、回収は郵送・オンライン併用
回 収 結 果：524件（26.2%）

②外国人市民を対象としたアンケート

対 象 者：16歳以上の全外国籍住民797名
調 査 期 間：2025年8月25日～10月1日
調 査 方 法：郵送配布、回収は郵送・オンライン併用
回 収 結 果：169件（21.2%）

(2) アンケート調査の結果

①日本語学習の支援

外国人市民の多くが日本語での会話や理解に不安を感じており、仕事や生活に関する困りごとで最も多いのは、コミュニケーションがうまくいかないことです。言葉の壁が日常生活や就労の大きな障壁となっています。日本人市民の約5割も「言葉が通じないこと」に不安を感じており、言葉の問題は双方に共通する課題となっています。

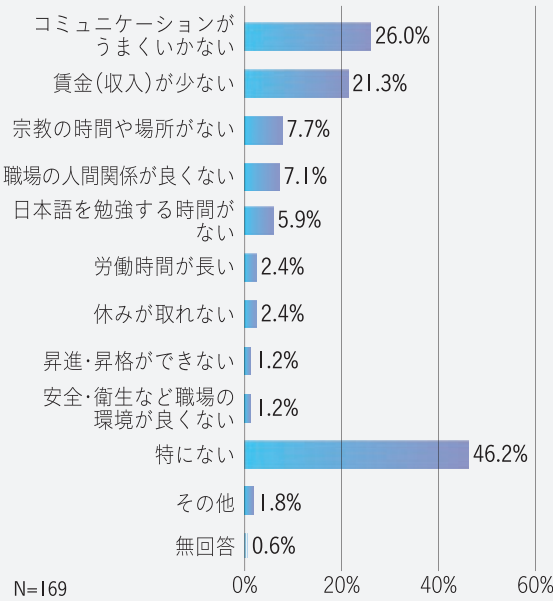
また、「日本語学習の支援」は、日本人市民の約4割、外国人市民の5割を超える方が多文化共生推進プランで重点的に取り組むべき項目として挙げており、日本語学習環境の充実が求められています。

■外国人 日本語能力

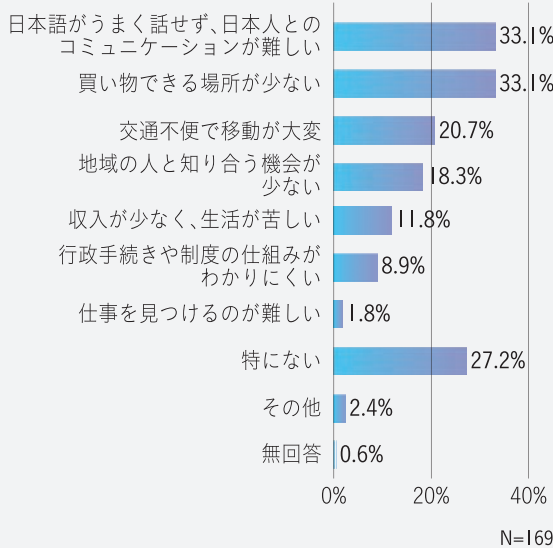
N=169

	話す	聞く	読む	書く
ほとんど不自由なく使える	8.3%	9.5%	11.8%	10.1%
ときどき不自由することがある	55.0%	58.0%	49.7%	44.4%
不自由することが多い	27.2%	24.9%	24.9%	32.0%
まったくできない	0.0%	0.0%	4.1%	3.6%
無回答	9.5%	7.7%	9.5%	10.1%

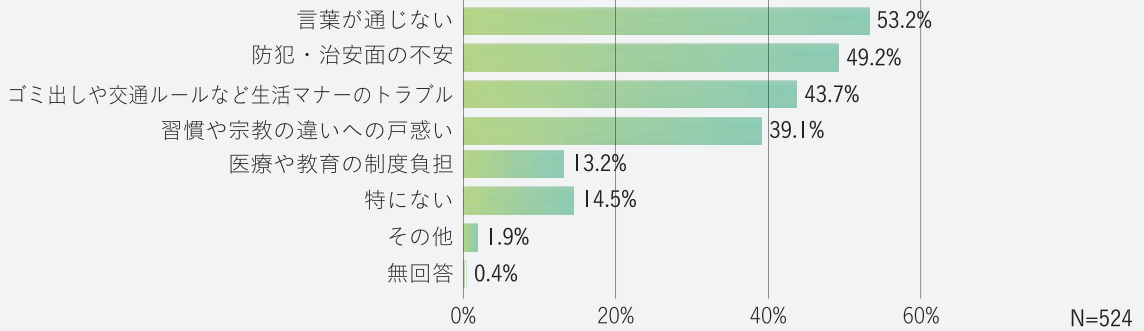
■外国人 現在の仕事についての困りごと



■外国人 生活の中での困りごと



■日本人 外国人と共に暮らすことへの「不安や心配」



②災害に関する情報

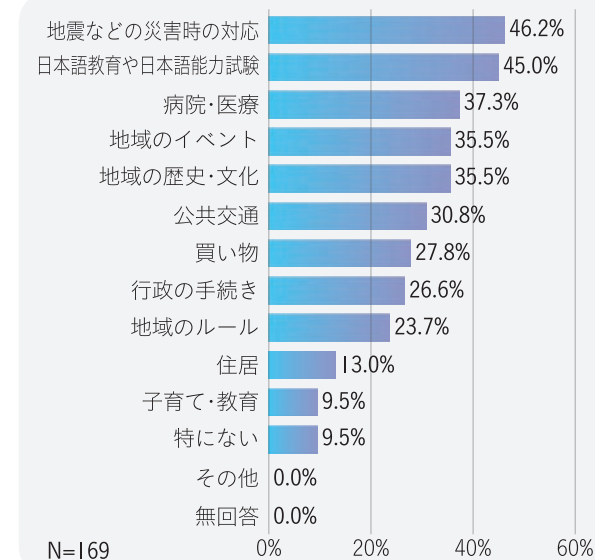
外国人市民の約半数が、災害が起きたときに「避難する場所を知らない」と回答しています。また、知りたい情報として最も多かったのは「地震などの災害時の対応」となっています。

情報の入手方法としては、「外国人向けのなんでも相談できる窓口の設置」や「外国語・やさしい日本語での情報発信」を求める声が多く、災害時にも安心して行動できるよう、平常時からの情報提供体制の整備が求められています。

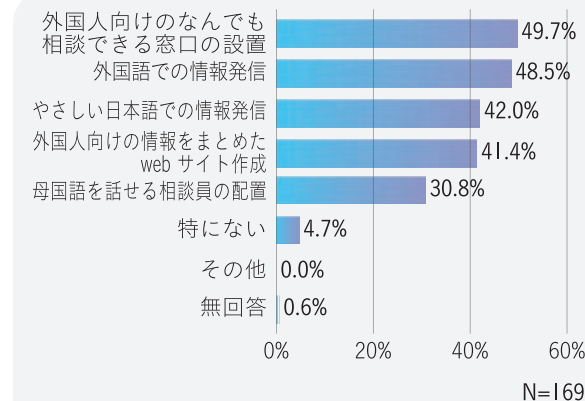
■外国人 災害が起きたときに避難する場所を知っているか

	知っている	知らない	無回答
全体(N=169)	50.3%	49.7%	0.0%
ほとんど不自由なく日本語を話すことができる(n=14)	64.3%	35.7%	0.0%
日本語を話すとき、ときどき不自由することがある(n=93)	53.8%	46.2%	0.0%
日本語を話すとき、不自由することが多い(n=46)	39.1%	60.9%	0.0%

■外国人 知りたい情報



■外国人 必要な情報の発信方法



③相互理解と市民の交流

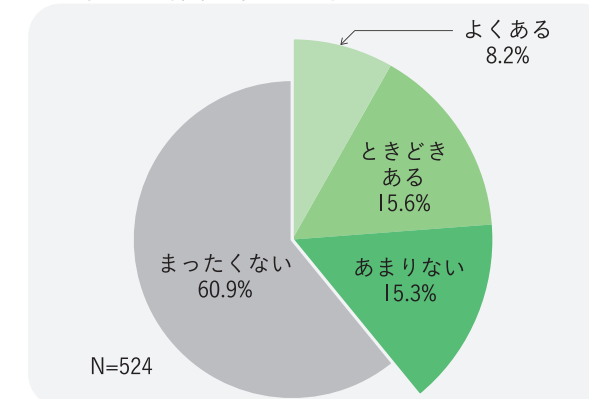
日本人市民の約6割が「外国人と関わったことがない」と回答しており、接点の少なさが課題です。関わりがある人の多くも「仕事を通じて」が中心で、地域や日常生活での交流は限られています。

一方、外国人市民の8割以上は「日本人と関わりたい」と回答しており、交流意欲に大きな差がみられます。

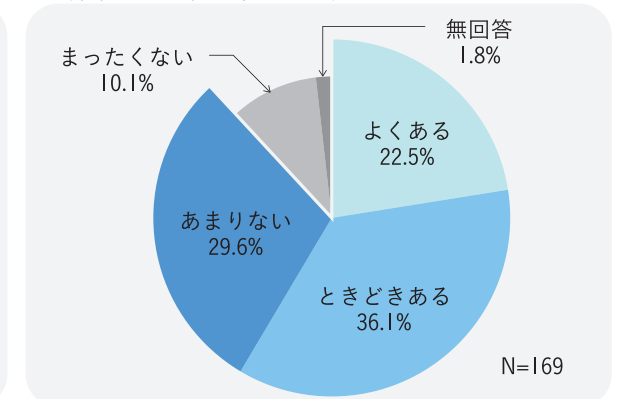
また、外国人市民の8割以上が「根室は外国人にとって住みやすいまち」と感じのに対し、日本人市民の6割は「そうは思わない」としており、認識にも隔たりがあります。

日本人市民と外国人市民の間で、交流機会や意識の差が多文化共生の推進を妨げる要因となっています。

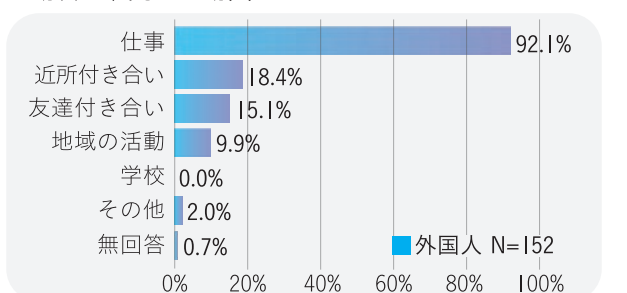
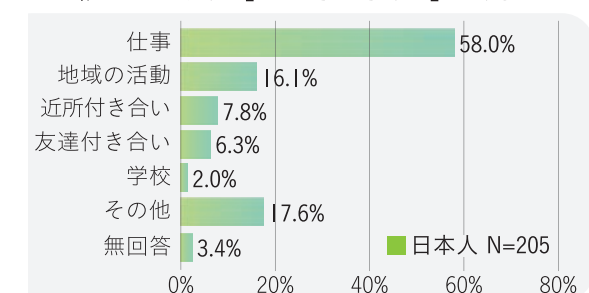
■日本人 外国人市民との関わり



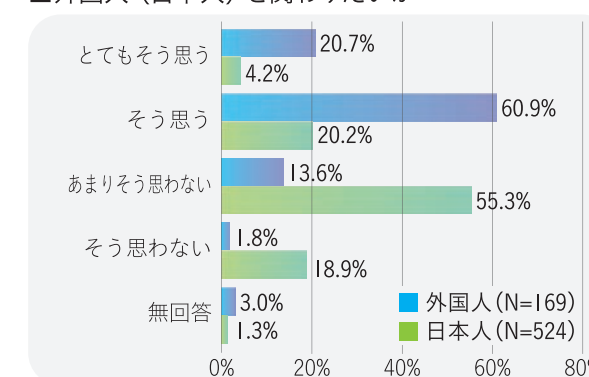
■外国人 日本人市民との関わり



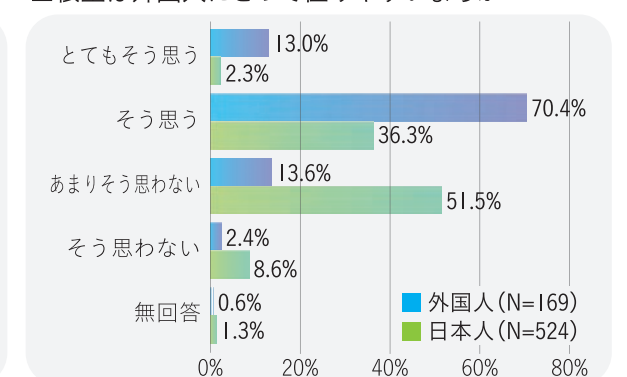
■上記で「よくある」「ときどきある」「あまりない」の場合の、関わる場面



■外国人(日本人)と関わりたいか



■根室は外国人にとって住みやすいまちか



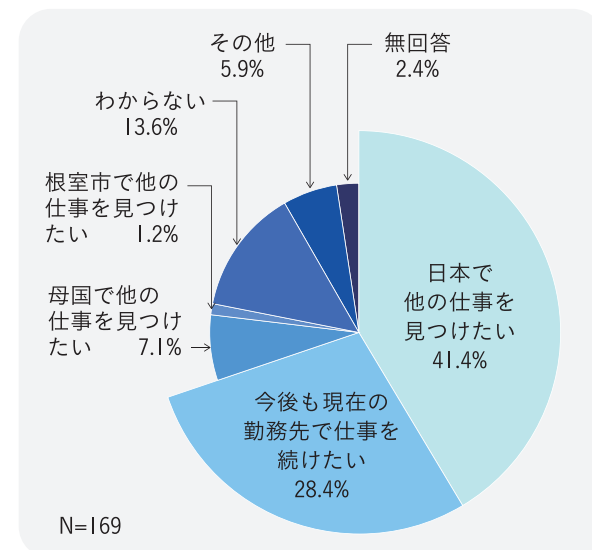
④外国人市民のシビックプライド醸成

外国人市民の約4割が「今後は日本で他の仕事を見つけない」と回答しており、根室市内での定着や転職を希望する割合は3割程度に留まっています。また、「今後も根室に住み続けたい」と答えた人は4割強に留まり、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した人が5割を超えました。

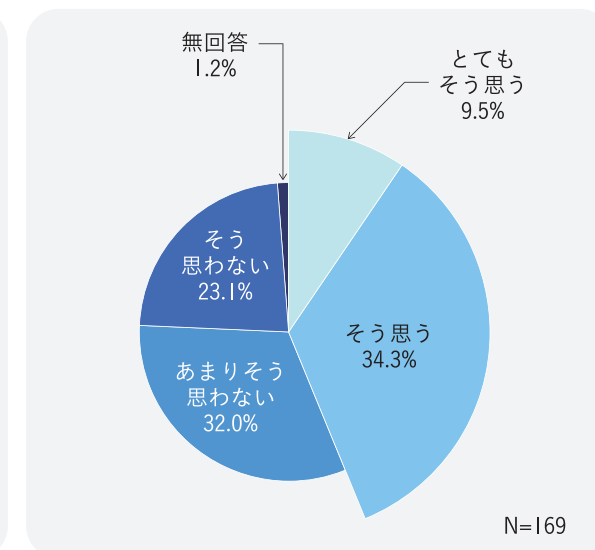
一方で、根室市の印象については「清潔なまち」、「個性（特色）のあるまち」、「明るいまち」といった肯定的な評価が多く、「市民として誇りや郷土愛があるまち」と答えた人は5.3%に留まっています。

これらの結果から見ると、地域への愛着や誇りを育む交流の機会づくりや、働く・暮らす両面での定着支援が求められます。

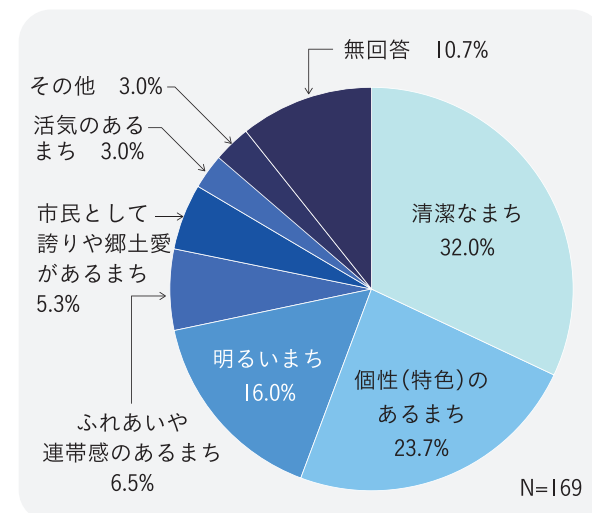
■外国人 今後の仕事の希望



■外国人 根室に住み続けたいか



■外国人 根室市の印象（イメージ）



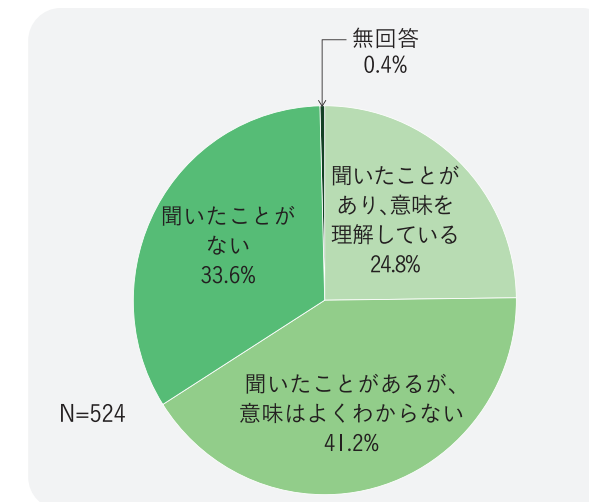
⑤多文化共生の推進

市民の間で「多文化共生」という考え方が十分に浸透しているとは言えません。

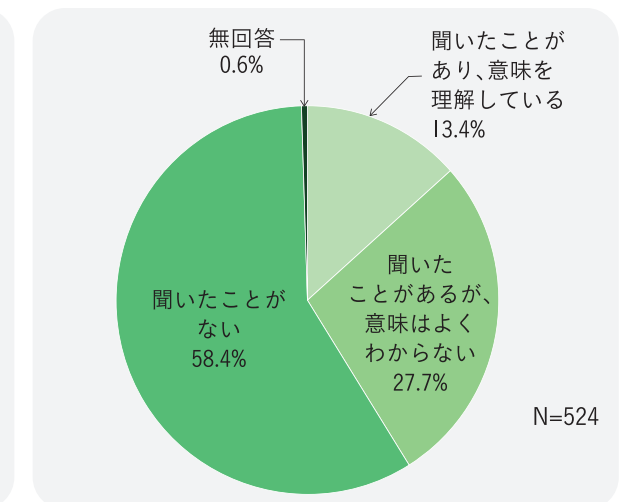
日本人市民の7割強が「多文化共生」という言葉の意味をよく理解しておらず、また「やさしい日本語」についても6割近くが「聞いたことがない」と回答しています。

今後、多文化共生の推進に向けては、日本人市民・外国人市民の双方から「外国人向け相談窓口の充実」や「日本語学習の支援」、「日本人と外国人が交流できる場づくり」などを求める声が多く寄せられています。

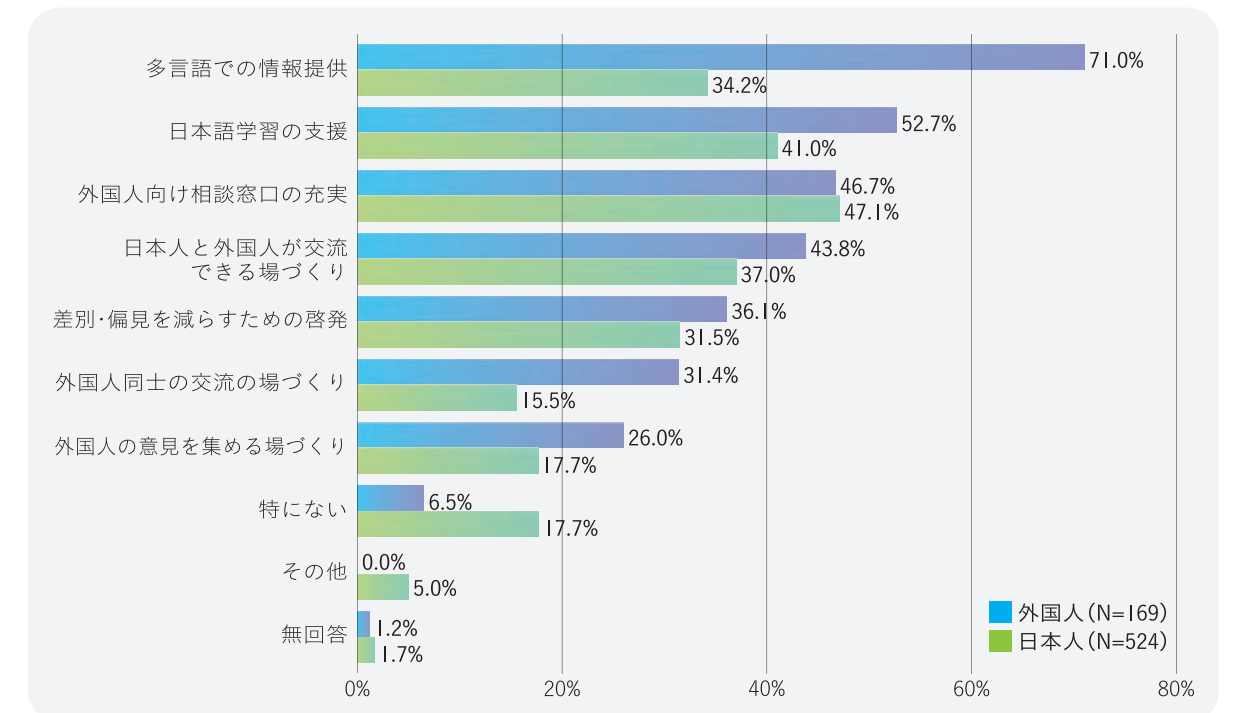
■日本人 「多文化共生」について



■日本人 「やさしい日本語」について



■日本人 「多文化共生」について

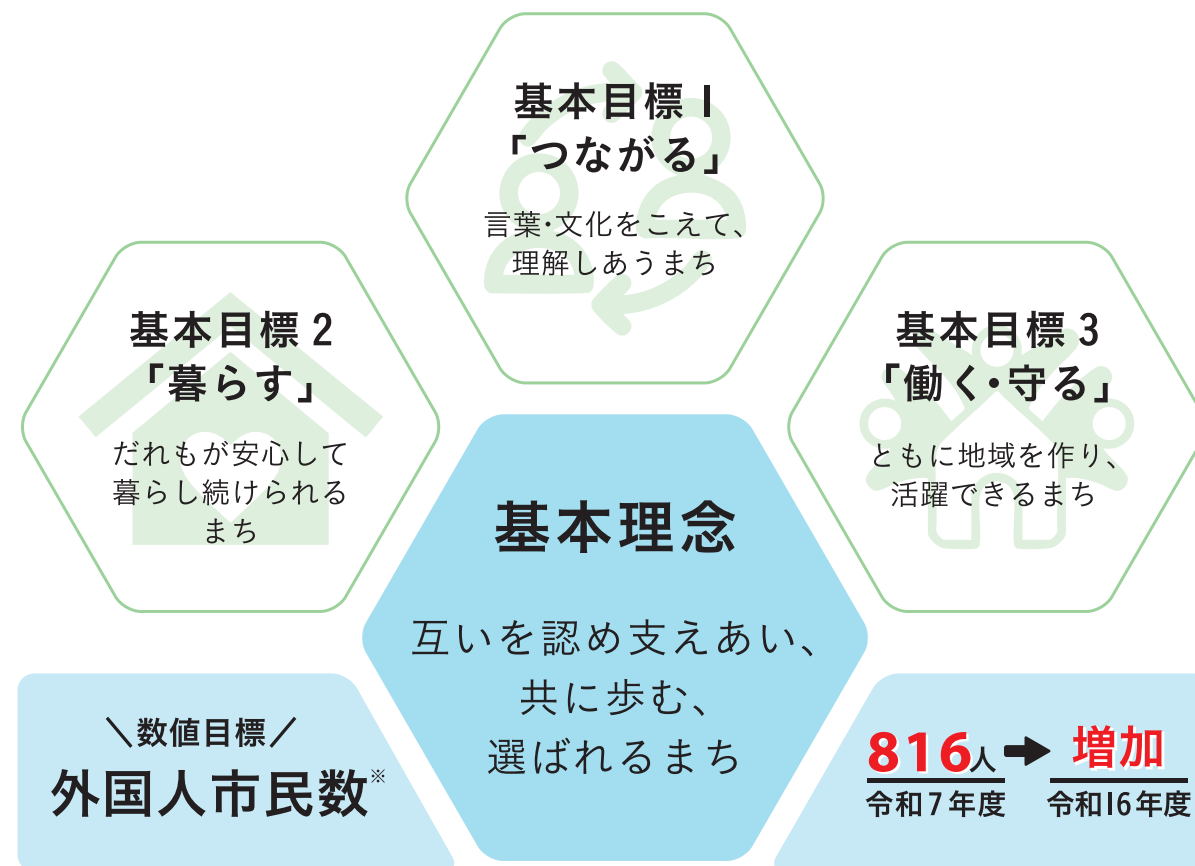


1 基本理念と基本目標

本市では、日本人市民と外国人市民が、ともに地域を支え合いながら暮らしています。漁業や水産加工業をはじめとする産業には、多様な人々が関わり、日々の暮らしを共につくっています。近年は若い世代の外国人も増え、地域の活力を担う存在となっています。

地域の中では、市民同士が顔を合わせ、助け合う場面も多くあります。その一方で、言葉や文化の違いから、不安や不便さを抱える人がいることも事実です。

多様な文化や背景を持つ市民が、互いを認め合い、安心して暮らせる地域を実現することは、本市が将来に向けて目指すべき方向です。海の恵みに育まれた根室で、「共に暮らすこと」が当たり前になる未来を目指して、多文化共生を進めていきます。



※根室市に住民登録している外国人市民の数(資料：根室市)

2 基本方針

プランの基本理念と基本目標を踏まえ、次の4つの内容を基本方針に、多文化共生推進プランに取り組みます。

基本方針 01



コミュニケーション支援

「第10期根室市総合計画（2025-2034）」の次の基本理念に沿って、基本方針Ⅰを進めていきます。



言葉や文化の違いを越えて、誰もが安心して情報を理解し、思いを伝え合える環境を整えていきます。行政や地域が協力しながら、暮らしに必要な情報が届き、相談や学びを通じてつながりが広がる地域社会を目指します。

現状

- ・外国人市民の多くは日本語での会話や理解に不安を感じており、仕事や生活の中でコミュニケーションがうまくいかないことに困っている。
- ・日本人市民の多くは、外国人市民と暮らす上で言葉が通じにくいことによる不安を感じている。



めざす姿

- ・文化や言葉の違いを越えて、必要な情報が分かりやすく伝わる環境になっている。
- ・日本語を学びやすく、安心して相談できる環境になっている。
- ・やさしい日本語で声をかけ合い、安心安全なまちになっている。

基本方針

02



生活支援

「第10期根室市総合計画（2025-2034）」の次の基本理念に沿って、基本方針2を進めていきます。



Ⅰ．成長と共生

子どもがのびのびと成長でき、
誰もが温かく共に支え合いながら
暮らし続けるまちづくり

Ⅱ．安全と安心

市民が安心して心豊かに過ごし、
来るべき災害に備え
安全を追求するまちづくり

すべての人が安心して働き、暮らし続けられる地域づくりを進めます。働く人の生活環境や防災、子育て、医療など、日常の基盤を整えることで、誰もが地域で安全で安心して暮らせるよう支援します。

現状

- ・外国人市民の多くが、買い物や移動の面で生活の不便さを感じている。
- ・災害時の避難場所を知らない外国人市民が約半数となっている。
- ・今後日本で別の仕事を見つけたいと考える外国人市民が約4割を占めている。
- ・外国人市民が相談できる場所が少なく、困ったときに頼れる先が限られる。



めざす姿

- ・誰もが安心して働き続けられる環境が整っている。
- ・災害や病気の時にも、必要な情報や支援が言葉の壁なく届き、誰もが安全に暮らせる。
- ・地域や学校・町内会など多様なつながりの中で、子どもも大人も安心して生活を続けられるまちになっている。

基本方針

03



相互理解・意識啓発

「第10期根室市総合計画（2025-2034）」の次の基本理念に沿って、基本方針3を進めていきます。



Ⅰ．成長と共生

子どもがのびのびと成長でき、
誰もが温かく共に支え合いながら
暮らし続けるまちづくり

Ⅱ．安全と安心

市民が安心して心豊かに過ごし、
来るべき災害に備え
安全を追求するまちづくり

多様な文化や考え方を尊重し、日本人市民と外国人市民が互いに理解し合いながら共に暮らす地域を目指します。市民・事業者・学校・地域団体が協力し、学びや交流を通じて異文化への理解を深め、誰もが地域の一員として関わりながら、多文化共生のまちづくりを進めます。

現状

- ・日本人市民と外国人市民の交流機会が少なく、関わり方や暮らしやすさの感じ方にも違いがある。
- ・日本人市民の多くは、外国人市民と接するきっかけが仕事に限定されている。
- ・「多文化共生」や「やさしい日本語」への認知度が低く、学ぶ機会も限られている。



めざす姿

- ・多文化を相互に理解・尊重し合える地域社会になっている。
- ・多様な人々が身近な場で自然に交流し、共に地域に関わる機会が広がっている。
- ・日本人市民も外国人市民も、根室への愛着と誇りを持ち、協力しながら地域活動に参加できるまちになっている。

基本方針

04



地域活性化の推進

「第10期根室市総合計画（2025-2034）」の次の基本理念に沿って、基本方針4を進めていきます。



Ⅲ．魅力と活力

誰もがこの土地に誇りを持ち、
地域資源を活用しながら魅力を
創造するまちづくり

根室の自然・産業・人の魅力を世界に発信し、国際的な交流を通じて地域の活力を高めます。地域産業の振興と自然との共生を両立させ、世界に開かれた持続可能なまちを目指します。

- 現状
- ・外国人材を活用した海外への魅力発信の取組の充実が必要である。
 - ・観光分野における受入れ体制の整備が求められている。
 - ・市民等の相互派遣や文化交流、学校訪問など国際姉妹都市交流が行われている。



- めざす姿
- ・自然・歴史・食など多彩な魅力を活かした観光で活気づいている。
 - ・地域産業が海外市場とつながり、国際的な経済交流を通じて発展している。
 - ・国際姉妹都市等との交流を継続し、市民の国際的な視野を広げ、地域の誇りと魅力が次世代へ受け継がれ、多様な文化を尊重し合えるまちになっている。

3 施策体系図

基本理念	基本方針	基本施策
互いを認め支えあい、共に歩む、選ばれるまち	01 コミュニケーション支援	1-1 行政・生活情報の多言語化等
	02 生活支援	1-2 相談支援
		1-3 日本語学習の普及
		2-1 適切な労働環境の確保
		2-2 災害時の支援体制の整備
		2-3 教育・キャリア支援の充実
		2-4 子育てに関する支援
	03 相互理解・意識啓発	2-5 保健・医療へのアクセス支援
		2-6 町内会等との連携
		3-1 多文化共生の意識啓発・醸成
		3-2 外国人市民のシビックプライドの醸成
	04 地域活性化の推進	3-3 多文化共生を進める機会づくり
		3-4 外国人市民の地域イベントへの参加促進
		4-1 海外に向けた魅力発信と受入れ環境の整備
		4-2 国際経済交流の推進
		4-3 国際友好交流の推進

1 基本方針1 コミュニケーション支援



基本施策I-1 行政・生活情報の多言語化等

行政や生活に関する情報を分かりやすく伝えることは、市民一人ひとりが安心して暮らすための基盤となります。

ホームページや広報誌、SNS の多言語化や、やさしい日本語による情報発信を進め、日常生活に必要な情報が分かりやすく伝わる環境づくりを進めます。

また、公共施設の案内表示やピクトグラムの整備などにより、生活ルールや地域のマナーを共有しやすい環境を整えていきます。

国籍にかかわらずすべての市民が安心して生活し、誰もが必要な情報を得られる地域社会の実現を目指します。

■具体的な取組■

No.	取組名	取組内容	担当課
1	市民周知の多言語化	市ホームページや広報誌、SNS など生活やイベント情報などを多言語で発信することに努めます。	各課
2	地域生活及び公共施設利用支援	公共施設の案内表示の多言語化やピクトグラムの活用を推進し、行政手続きや地域生活に必要な情報をまとめたツールの提供に努めます。	各課
3	社会的なルール等の周知・対応	共に安心して暮らしていく上で、守らなければならない社会的なルール等の周知・対応に努めます。	各課

基本施策I-2 相談支援

言葉や文化の違いにかかわらず、誰もが気軽に相談できる環境を整えます。

やさしい日本語や翻訳ツール、多言語対応人材の活用により、主要窓口での相談・手続きが円滑に行える体制づくりに努め、困りごとに寄り添いながら適切な支援につなげます。

誰もが困ったときに安心して相談でき、必要な支援につながる地域を目指します。

■具体的な取組■

No.	取組名	取組内容	担当課
4	多言語対応体制の整備	やさしい日本語、翻訳ツール、多言語対応人材を活用し、主要窓口において相談・手続きなどの多言語対応を推進します。	各課

基本施策I-3 日本語学習の普及

地域で安心して暮らすために必要な日本語を学べる環境を整えます。

日本語教室の開催や、日本語学習に役立つ図書・教材の整備を通じて、図書館など身近な場所で自主的に学べる機会を広げます。

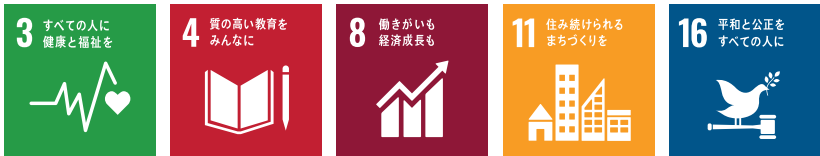
学習の場を通じて自然な交流が生まれることで、外国人市民と日本人市民が互いを理解し合える関係づくりにもつながります。

日本語を学びたい人が安心して学び続けられる地域の実現を目指します。

■具体的な取組■

No.	取組名	取組内容	担当課
5	日本語学習環境の充実	日本語教室の開催、自主学習の環境整備に加え、日本語能力向上に資する支援策の検討など、日本語学習機会の充実を図ります。	国際交流室、商工労働観光課、社会教育課、公民館、図書館

2 基本方針2 生活支援



基本施策2-1 適切な労働環境の確保

地域の産業を支える多様な人材が、安心して働き、地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

外国人材を受け入れる事業者に対して、社宅などの住環境整備への支援を行うとともに、労働環境の改善につながる支援制度の検討を進めます。

働く人が安心して就業でき、地域に定着しやすい環境の整備を目指します。

■ 具体的な取組 ■

No.	取組名	取組内容	担当課
6	外国人材の受入れ・定着に向けた環境整備	事業者による労働・生活環境整備への支援を、外国人材の受入れにも対応できるよう拡充し、多様な人材が働きやすい環境づくりを進めます。	商工労働観光課及び各課

基本施策2-2 災害時の支援体制の整備

災害時に、外国人市民を含むすべての市民が安全に避難し、必要な支援につながる体制を整えます。

防災ハザードマップ（Web 版）の多言語化や、避難所における多言語表示の整備など、言葉の壁を解消する環境づくりを進めます。

また、防災講習や救急講習の開催、防災訓練への参加促進を通じて、外国人市民と日本人市民が共に災害への備えを学び、地域全体の対応力を高めます。

誰もが災害時に円滑に避難し、互いに支え合える地域防災体制の実現を目指します。

■ 具体的な取組 ■

No.	取組名	取組内容	担当課
7	市防災ハザードマップ（Web 版）の多言語化	外国人市民の国籍構成に合わせて、防災ハザードマップ（Web 版）の多言語化を推進します。	危機管理課
8	避難所等における多言語対応の環境整備	災害時に外国人市民が円滑に避難できるよう、避難所運営に関する多言語対応の整備を推進します。	危機管理課 国際交流室 社会福祉課
9	防災・救急活動への参加促進	外国人市民を対象とした、防災講習や救急講習の実施に加え、防災訓練への参加を促進します。	危機管理課 救急通信課
10	日本人市民の災害対応力の向上	外国人市民と共に安全に避難・支援できるよう、日本人市民を対象に多文化共生の視点を踏まえた防災講習や避難所運営訓練を実施し、災害時の受入れ・支援体制の強化を図ります。	危機管理課 国際交流室

基本施策2-3 教育・キャリア支援の充実

外国にルーツを持つ子どもたちが安心して学び、将来に希望を持てるよう、学習環境と支援体制の充実を図ります。

学校や関係機関と連携し、就学や学校生活に関する支援を行うとともに、入学や進学時には、やさしい日本語や多言語による案内で保護者の不安を軽減します。

また、日本語指導の体制整備や通訳・翻訳の活用、多言語図書の充実により、子どもたちが学びやすい環境の整備を進めます。

国籍や言語にかかわらず、子どもたちが共に学び合い、地域とつながりながら成長できる教育環境の実現を目指します。

■具体的な取組■

No.	取組名	取組内容	担当課
11	外国にルーツを持つ子どもの就学・生活支援の充実	学校や関係機関と連携し、外国にルーツを持つ子どもと保護者への就学・生活支援を実施します。また、入学や進学に関する情報について、ガイドブック等を活用し、やさしい日本語や多言語での案内を推進します。	こども子育て課 こども支援課 教育総務課
12	外国にルーツを持つ児童生徒の学習環境整備	日本語指導の体制整備を推進し、通訳・翻訳や学習補助を行う日本語指導教員等の配置を検討します。また、多言語に対応した図書の整備を進め、外国にルーツを持つ児童生徒の学習環境の充実を図ります。	教育総務課 図書館

基本施策2-4 子育てに関する支援

外国人市民を含むすべての家庭が、言葉の違いにかかわらず安心して子育てできる環境を整えます。

子育てに関する制度やサービスの情報を、やさしい日本語や多言語でわかりやすく発信し、必要な支援が届きやすい体制を整備します。母子保健の相談や指導では、翻訳ツールや通訳を活用し、保護者が安心して利用できる環境づくりを進めます。

また、学校や地域活動に関する情報提供を充実させ、外国人保護者がPTAや地域の取組に参加しやすい環境づくりを進めます。

子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭と地域が支え合う子育て環境の実現を目指します。

■具体的な取組■

No.	取組名	取組内容	担当課
13	子育て・母子保健の多言語支援の充実	子育て支援の情報をやさしい日本語や多言語で提供するとともに、母子保健の相談や指導で翻訳ツールを活用し、必要に応じて通訳を活用するなど多言語での支援体制を整備します。	こども子育て課 こども支援課
14	外国人保護者の学校・地域活動への参加支援	外国人保護者が学校や放課後活動の内容やルールを理解できるよう情報提供や支援を実施し、PTA活動や保護者間の交流への参加を促進します。	こども子育て課 教育総務課 社会教育課

基本施策2-5 保健・医療へのアクセス支援

すべての市民が、言葉の違いにかかわらず医療や保健等のサービスを利用しやすい環境を整えます。

乳幼児健診や食生活改善などの健康情報を、やさしい日本語や多言語でわかりやすく提供し、正しく理解できるよう支援します。また、予防接種や健康診断では、予診票・問診票の多言語化や必要に応じた通訳支援を検討し、受診しやすい環境づくりに努めます。

日本人市民も外国人市民も、健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

■具体的な取組■

No.	取組名	取組内容	担当課
15	乳幼児健診や健康情報の多言語化	乳幼児健診や食生活改善などに関する情報を、やさしい日本語や多言語での提供を推進します。	こども支援課
16	医療受診環境の整備	予防接種や健康診断の情報提供を推進し、予診票や問診票の多言語化、必要な場合に通訳支援を検討するなど、医療機関を受診しやすい環境整備に努めます。	健康推進課 医事課

基本施策2-6 町内会等との連携

外国人市民を含むすべての住民が、地域の一員として安心して暮らせるよう、町内会など地域団体との連携を進めます。

外国人市民の文化や生活習慣を紹介する資料や、生活に役立つやさしい日本語の手引きの作成を行い、町会連合会を通じて多文化への理解を広げます。

文化や生活習慣の違いを理解し合いながら、住民同士が支え合って暮らせる地域社会の実現を目指します。

■具体的な取組■

No	取組名	取組内容	担当課
17	町会における多文化への理解促進	外国人市民の文化や生活習慣を紹介する資料を作成し、町会連合会との連携を通じて多文化理解を広げます。	生活環境課
18	日本文化や地域慣習等への理解促進	生活に関するやさしい日本語の手引き等を作成し、町会連合会を通じて日本文化や地域の慣習等に関する理解を促進します。	生活環境課

3 基本方針3 相互理解・意識啓発



基本施策3-1 多文化共生の意識啓発・醸成

多様な文化や価値観を尊重し、互いに理解し合いながら暮らす意識の醸成を図ります。教職員等を対象とした研修や、講演会・ワークショップ、文化体験などの学びの機会を設けるとともに、市民が多文化への理解を深める取組を進めます。学校では国際理解教育を通じ、郷土を大切にしながら多文化を尊重する心を育みます。

外国人市民と日本人市民が互いの文化を知り、交流を通じて支え合える関係を育むことで、多文化共生の心が根づく地域社会の実現を目指します。

■具体的な取組■

No	取組名	取組内容	担当課
19	放送媒体を活用した情報提供の推進	行政サービスや生活ルール、日本語学習など多文化共生に関する番組を制作・放送を通じた、市民への情報提供を検討します。	国際交流室
20	日本人市民の多文化共生に対する理解促進	広報やSNS等を活用し、外国人市民との多文化共生に関する情報発信を行うなど、意識啓発に努めます。	総務課 国際交流室
21	教職員等の多文化理解の促進	教職員等を対象に、多文化共生や外国人市民の人権に関する理解を深める啓発等を検討します。	国際交流室 こども子育て課 教育総務課
22	国際理解教育の推進	学習指導要領に基づき、総合的な学習や道徳教育等を通じて、外国の文化や人々を尊重する心を育む教育を実施します。	国際交流室 教育総務課
23	多文化理解の促進	講演会やワークショップ、文化体験、スポーツ交流などの機会を通じて、日本人市民と外国人市民が互いの文化を理解し、交流を深める取組を推進します。	国際交流室 こども子育て課 商工労働観光課 教育総務課 社会教育課 スポーツ課 公民館、図書館

基本施策3-2 外国人市民のシビックプライドの醸成

外国人市民を含むすべての住民が、地域の一員として根室への誇りや愛着を育めるよう、地域活動に参加しやすい環境整備を進めます。

清掃活動や自然環境の保全、地域活動に関わる取組への参加を促進し、日本人市民と外国人市民が協力し合える関係づくりを支援します。

互いに根室を大切に思う気持ちを育み、地域の魅力を高めていくまちの実現を目指します。

■具体的な取組■

No	取組名	取組内容	担当課
24	地域貢献活動への参加促進	清掃活動や自然環境保全など、地域の維持・保全に関わる活動に、外国人市民も参加しやすい環境整備を推進します。	生活環境課
25	まちづくり活動への参加促進	地域コミュニティの活性化のためのまちづくり活動に、外国人市民も参加できる環境整備を推進します。	総合政策室

基本施策3-3 多文化共生を進める機会づくり

多様な文化を持つ人々が、互いに理解を深めながら交流できる環境整備を進め、誰もが地域活動に参加できる機会を広げます。

多文化共生を支える推進体制として（仮称）根室市国際交流協会の創設を検討し、行政・地域団体・市民が連携して活動を支える仕組みづくりを進めます。

交流や相談の拠点となる場の整備を検討するとともに、多文化共生に関心のある市民が地域活動やイベントに参加できるよう、国際交流ボランティア制度を活用した協働を促します。

誰もが安心して交流し、多文化共生の取組に参加できるまちの実現を目指します。

■具体的な取組■

No	取組名	取組内容	担当課
26	多文化共生の推進体制の整備	多文化共生を推進する母体として（仮称）根室市国際交流協会の創設を検討するなど、交流の機会づくりを進めます。	国際交流室
27	交流・相談の拠点整備	既存の公共施設を活用するなど、多文化共生に関する交流や相談の拠点整備を検討します。	国際交流室
28	国際交流ボランティア制度の運用	多文化共生等に関するイベントや地域活動等において、外国人市民の参加をサポートする国際交流ボランティア制度の運用を検討し、協働を促進します。	国際交流室

基本施策3-4 外国人市民の地域イベントへの参加促進

外国人市民を含むすべての市民が、地域の行事や活動を通じて交流を深められるよう、参加しやすい環境整備を進めます。

国際交流に関するイベントの開催を支援し、日本人市民と外国人市民が共に楽しみ、つながりを広げる機会を創出します。

さらに、地域の伝統行事や地域活動に参加しやすくなるよう、翻訳機器の活用や多言語パンフレットの整備などにより、誰もが安心して参加できる環境づくりを推進し、交流を通じて多文化共生の心が広がるまちを目指します。

■具体的な取組■

No	取組名	取組内容	担当課
29	市民が共に参加する地域交流の推進	日本人市民と外国人市民が共に参加できる交流の場の提供や、地域イベントの情報を周知するとともに、参加しやすい環境整備を推進します。	国際交流室 商工労働観光課 図書館及び各課
30	イベント参加を支える環境づくり	翻訳機器の活用やパンフレット等の多言語化により、外国人市民が地域のイベントや活動に参加しやすい環境を整えます。	国際交流室 公民館及び各課

4 基本方針4 地域活性化の推進



基本施策4-1 海外に向けた魅力発信と受入れ環境の整備

根室の自然、文化、産業などの魅力を海外へ発信し、訪れる人や地域に関わる人が安心して過ごせる環境づくりを進めます。

外国人市民や観光客が必要な情報を得られるよう、多言語での案内や周知を強化し、観光施設・宿泊施設などの受入れ環境を整えます。

さらに、関係団体と連携しながら海外に向けた魅力発信や交流の機会づくりを進め、外国人材との新たなつながりを生み出し、国際的に開かれた持続可能な地域づくりを目指します。

■具体的な取組■

No	取組名	取組内容	担当課
31	受入れ環境整備の推進	飲食・宿泊・観光施設等における多言語案内や翻訳機器の導入を支援し、外国人観光客が利用しやすい受入れ環境を整えます。	商工労働観光課
32	魅力発信の推進	観光情報の多言語発信やプロモーションを行うとともに、外国人材に選ばれるため、関係団体と連携して魅力発信や海外PR活動を推進します。	商工労働観光課

基本施策4-2 国際経済交流の推進

地域産品の価値を高め、海外との経済的なつながりを広げるため、国際市場との交流を進めます。

官民が連携してアジア圏など海外市場との情報交換等に取り組み、地域産品の輸出促進を図ります。

国際的な視点を取り入れながら、地域産業が世界とつながり、持続的に成長していく環境の実現を目指します。

■具体的な取組■

No	取組名	取組内容	担当課
33	国際交流と貿易促進	官民が連携して海外市場との交流活動を実施し、輸出や輸入に向けた取組を進めます。国際的な往来を通じて地域活性化とグローバル化への対応を強化します。	総合政策室

基本施策4-3 国際友好交流の推進

海外との友好関係を大切にし、相互理解を深める交流の機会の確保に努めます。

これまで培ってきた国際交流の経験を踏まえ、姉妹都市等との関係を活かしながら、文化や価値観を共有する取組を進めます。

市民が国際的な視野を広げ、多様な文化を尊重し合える地域づくりを目指します。

■具体的な取組■

No	取組名	取組内容	担当課
34	国際姉妹都市等との交流促進	国際姉妹都市等との交流を継続し、相互理解と友好関係の維持・発展に努めます。	国際交流室

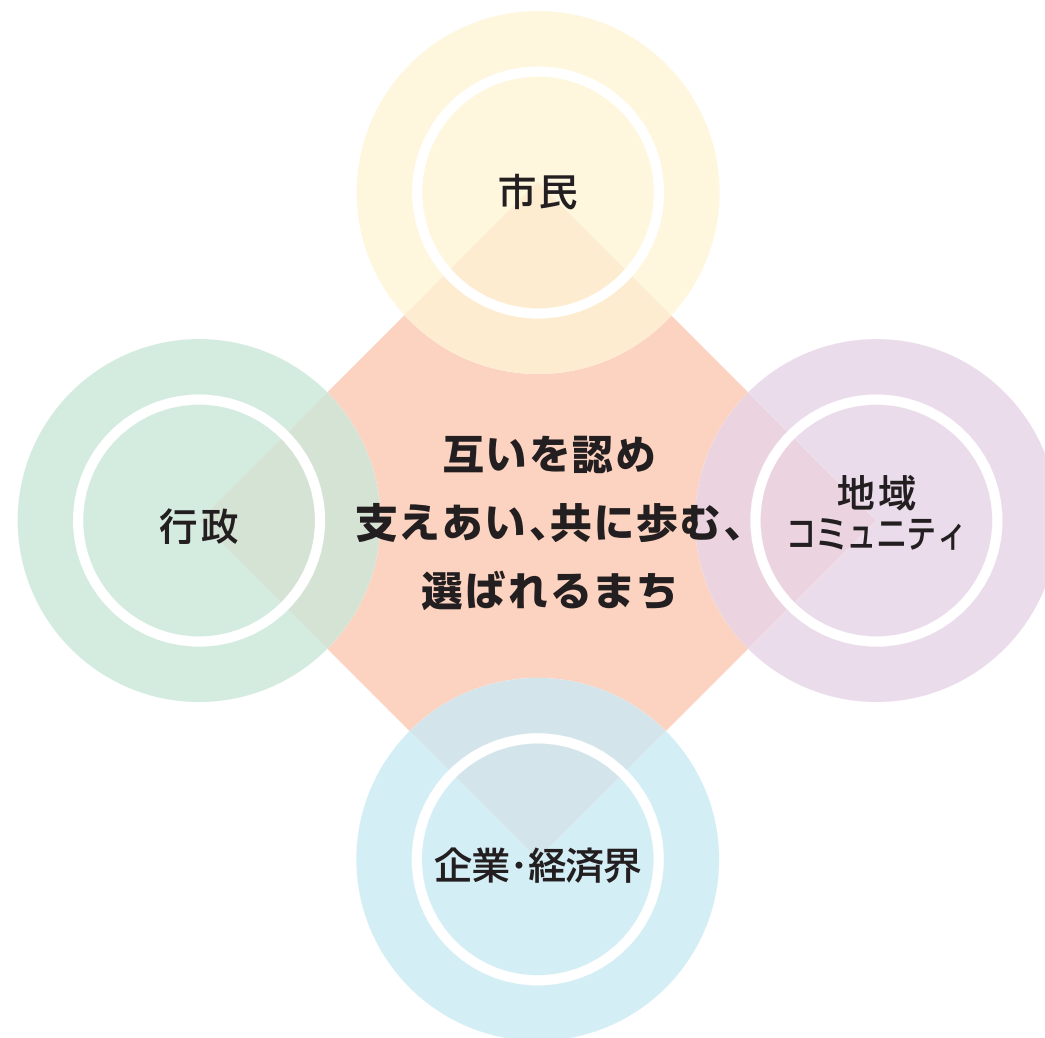
1 プランの推進体制

本プランを推進していくためには、行政だけでなく、地域の多様な主体が役割を担い、互いに連携して取り組む必要があります。

また、日本人市民と外国人市民が互いを理解し合い、共に地域の活動や暮らしを担うことは、多文化共生の実現に欠かせません。

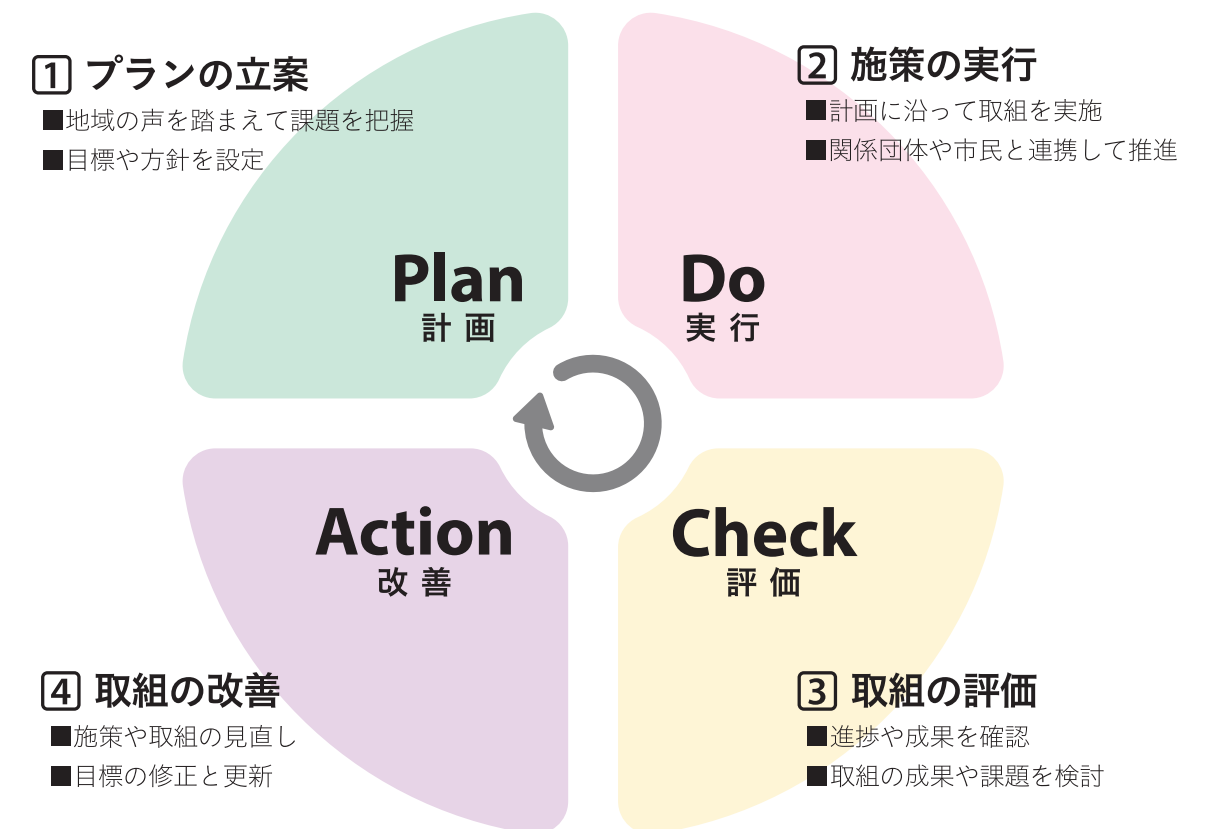
市役所では国際交流室を中心に関係部署が協力し、根室商工会議所をはじめとする経済団体や事業者団体とも連携して、地域産業や生活を支える基盤を整備・強化します。あわせて、町内会など地域コミュニティとも協力し、交流機会や安全・安心の確保に努めます。

個々の市民、地域コミュニティ、企業・経済界、行政の連携を通じて、国籍を問わず誰もが安心して暮らせる多文化共生のまちを目指します。



2 進捗管理

本プランの取組については、進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を図ります。各施策について、進捗状況を把握し、PDCA（計画・実施・評価・改善）の考え方に基づいて進めることで、計画の効果的な推進を図ります。



1 プランの策定経緯

本プランの策定にあたっては、専門家や市内の関係団体、有識者、市民代表などで構成する策定委員会を設置し、全3回にわたり開催しました。庁内各課による現状の把握や、日本人市民・外国人市民を対象としたアンケート調査、国や北海道の施策との整合性の確認を行い、その結果を踏まえて委員会で審議し、内容を整理しました。

■根室市多文化共生推進プラン策定委員会名簿■

団体等区分	団体	役職	委員氏名
経済団体	根室商工会議所	専務理事	野田 敏
町会	根室市町会連合会	事務局長	齋藤 博士
教育団体	根室市立学校校長会	副会長	竹村 雅裕
福祉団体	根室市社会福祉協議会	事務局長	星山 祐二
行政	北海道根室振興局 地域創生部地域政策課	地域政策課長	丸山 勝之
就労関係	根室公共職業安定所	統括職業指導官	前田 亮介
警察	根室警察署	警務課長	柴田 純裕
水産団体	根室水産協会	流通加工部会長	齋藤 栄寿
交流団体	根室商工会議所 (根室ベトナム交流協会)	課長	大廣 圭亮
交流団体	(公社)北海道国際交流・協力総合センター	部長代理	小田島 道朗
公募による者	市内在住外国人等	団体職員	タムトゥイニン
公募による者	市内在住外国人等	団体職員	ランティホア

■策定委員会の開催日程■

回	開催日時	議事内容
第1回	2025年8月25日(月)	(1)在留外国人の現状について (2)これからの10年を見据えた多文化共生の推進について (3)多文化共生推進プラン策定スケジュールについて (4)アンケート調査内容について (5)多文化共生推進プランの構成(骨子案)について (6)先進事例について
第2回	2025年12月8日(月)	(1)市民アンケート調査の結果について (2)基本理念について (3)根室市多文化共生推進プラン(案)について
第3回	2026年2月17日(火)	(1)根室市多文化共生推進プラン(最終案)について (2)今後のスケジュールについて

2 用語解説

- 永住者
法務大臣が永住を認める者に与えられる資格。在留期限に制限がない。
- SDGs(持続可能な開発目標)
2015年に国連で採択された、2030年までに達成を目指す17の国際目標の総称。貧困、教育、環境、平和などの課題に取り組み、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の枠組みを指す。
- 外国にルーツを持つ子ども
両親の両方またはどちらかが外国籍である子ども。
- 家族滞在
日本で在留する外国人の扶養を受ける配偶者や子が日本で生活するための在留資格。扶養を受けることを前提とした在留であり、就労は認められるが、資格外活動許可の範囲で行う必要がある。
- 技術・人文知識・国際業務
本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する者に対して与えられる在留資格。在留期間は5年、3年、1年又は3か月。
- 技能実習
我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された技能実習制度を利用し「技能実習生」として日本に滞在するための在留資格。技能実習には1号・2号・3号と種類があり、それぞれ在留期間が異なる。
- KPI(ケーピーアイ)
Key Performance Indicatorの頭文字で、重要業績評価指標のこと。
- 在留資格
外国人が日本に滞在するための資格。出入国管理及び難民認定法により規定され、滞在の目的や期間が定められている。本プラン策定時点(2026年3月)現在は、29種類の在留資格が定められている。

■シビックプライド

地域への誇りと愛着を指す言葉。自分の住むまちをより良くし、誇れるまちにしていこうとする思いを含む。

■市民

根室市に在住しているすべての人。

■定住者

法務大臣が人道上その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認めた場合の在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子等に認められ、日本での活動に制限がなく、就労も自由。

■特定活動

出入国在留管理庁が、法律上の在留資格に当てはまらない活動のうち、個別に指定した活動を行う外国人に付与する在留資格。活動内容は多様で、就労の可否は活動類型によって異なる。留学生の卒業後の就職活動やワーキング・ホリデーなど、国が指定した一定の活動を行う場合に認められる。

■特定技能

人手不足が深刻な産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を労働者として受け入れる在留資格。2019年4月から新設。

■特別永住者

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格。第二次世界大戦以前から日本に住み、1952(昭和27)年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫を対象としている。在留期間に制限がない。

■日本語能力試験(JLPT)

国際交流基金と日本国際教育支援協会が実施する、日本語を母語としない人向けの日本語能力を測る試験。内容は「文字・語彙・文法」「読解」「聴解」から構成し、N1(最上級)～N5(基礎)の5段階で評価する。

また、JLPTは言語の運用力を6段階(A1～C2)で示す国際的な基準であるCEFRと対応づけられており、一般にN1はCEFRのC1～C2、N5はA1に相当するとされる。

■日本人の配偶者等

日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者に対して与えられる在留資格。

■PDCA(ピーディーシーエー)

計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4つの手順を繰り返し行うことで、継続的に業務改善していく手法。

■PTA(Parent-Teacher Association)

学校における家庭と教師が協力し、児童生徒の健全な成長を図ることを目的として組織される社会教育関係団体。

3 支援窓口・関係団体一覧

本一覧は、市民が多文化共生に関する支援を必要とした際に参照できるよう、全国、北海道、根室市の3つのレベルで代表的な窓口を整理したものです。網羅的ではなく、市民にとって利用可能性が高い機関を中心に掲載しています。

■出入国在留管理庁(法務省)■

[概要] 在留資格の更新や変更、入国・在留に関する制度全般について、多言語で案内・相談を受け付けています。

[連絡先] (Tel) 0570-011-000



■外国人のための人権相談(法務省)■

[概要] 専用の相談電話(ナビダイヤル)を通して、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。

[連絡先] (Tel) 0570-090-911



■「NEWS」日本語教育コンテンツ共有システム(文部科学省)■

[概要] 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等を横断的に検索できる情報検索サイトです。

[連絡先] (E-mail) nihongo@mext.go.jp



■北海道外国人相談センター■

[概要] 在住外国人からの生活や就労に関する相談を多言語で対応するための相談窓口です。

[連絡先] (Tel) 011-200-9595 (E-mail) support@hiecc.or.jp



■根室市国際交流室■

[概要] 多文化共生施策の推進や外国人市民の生活相談窓口です。

[連絡先] (Tel) 0153-23-6111 (代表)
(住所) 根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所3階



4 育成就労制度概要

(1) 育成就労制度とは

育成就労とは、現行の技能実習制度を廃止し、新たに創設される外国人材受入れ制度です。2024年6月に公布された改正入管法および「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(育成就労法)」に基づき、2027年までに施行される予定です。

(2) 背景と目的

技能実習制度は1993年に創設され、日本の技能を開発途上地域に移転する国際貢献を目的としていました。しかし実際には人手不足を補う制度として活用され、目的と実態の乖離や外国人の権利保護不足などの課題が指摘されてきました。こうした状況を踏まえ、新制度では「特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保」することを明確に掲げ、外国人からも選ばれる制度とすることで、我が国の持続的な発展を支えることを目的としています。

(3) 技能実習制度と育成就労制度の違い

項目	技能実習制度	育成就労制度(案)
目的	技能移転・国際貢献	人材育成・人材確保
在留資格	技能実習1号、2号、3号	育成就労
在留期間	1号(1年)、2号(2年)、3号(2年)	原則3年
転籍の可否	原則不可	本人の意向により条件付きで可
日本語要件	特に規定なし	A1(N5)以上あるいは相当講習
特定技能1号への移行	同一職種の場合、試験免除	明確に接続(試験合格が必要)
管理機関	監理団体	監理支援機関

(4) 育成就労制度の主なポイント

①人材育成と人材確保の両立

外国人材を「一時的な労働力」としてではなく、将来的に地域や企業を支える人材として育成することを制度目的の一つとして位置づけています。企業にとっては、採用した人材を長期的に育てて定着につなげる仕組みとなります。

②転籍(職場変更)の緩和

これまでの技能実習制度では原則として認められていなかった転籍が、育成就労制度では一定の条件を満たすことで可能となります。具体的には、一定期間(現時点では1年以上が目安とされている)同じ職場で勤務していること、日本語能力試験N5相当以上、技能検定基礎級などの試験合格などが要件となる方向で検討されています。

③ 監理支援機関の役割強化

従来の監理団体に代わり、非営利の監理支援機関が設けられます。受入れ企業はこの機関と連携して、雇用管理だけでなく生活支援、日本語学習支援、転籍希望時の調整などを行う必要があります。

④ 日本語能力の段階的強化

外国人本人には段階的な日本語能力の向上が求められます。入国時は A1（日本語能力試験 N5 程度）、特定技能 1 号移行時は A2（N4 程度）、2 号移行時は B1（N3 程度）を目安とする方針が示されており、職場内外での円滑なコミュニケーションが重視されます。

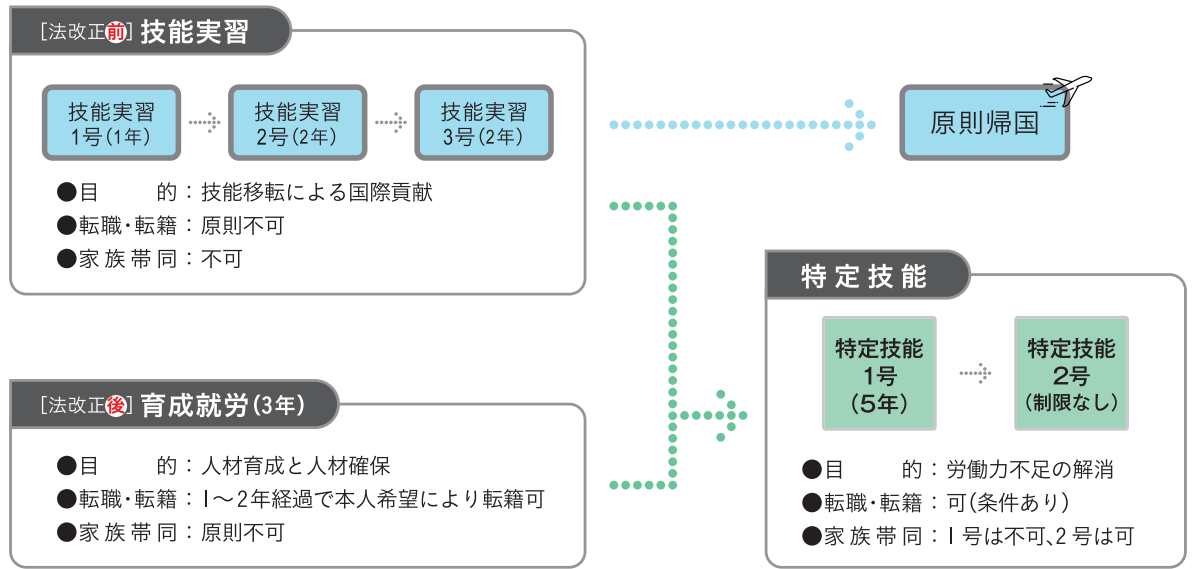
⑤ 特定技能制度への円滑な移行

育成就労での経験や日本語能力を活かし、希望者は特定技能 1 号へ移行することが可能です。その後、特定技能 2 号へと進めば、在留期間の上限がなくなり、家族帯同も可能となるため、企業にとっては中長期的な人材確保につながります。

⑥ 対象分野

特定技能制度の人手不足分野を中心に検討が進められており、有識者会議案では漁業、農業、介護、飲食料品製造など 17 分野が対象となる方向が示されています。最終的な対象分野は今後確定する予定です。

< 受入れ制度の見直しによる流れの比較（イメージ） >



根室市多文化共生推進プラン

令和8年(2026年)3月

発行 根室市
根室市北方領土・国際交流部国際交流室
〒087-8711 北海道根室市常盤町2丁目27番地
(TEL) 0153-23-6111 (代表)

<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/>